

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(輸入（納税）申告書の撤回)</p> <p>7-7 法第7条第2項の規定により提出することとされている輸入（納税）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し（法第75条の積戻しをいう。以下同じ。）又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があった場合の取扱いは、次による。なお、納税に関する申告に誤りがありこれを是正する必要がある場合には、法第7条の14又は第7条の15若しくは第7条の16の規定に基づき行うこととなる。したがって、納税に関する申告を是正する必要があるとの理由（加算税に係る賦課決定を回避することを目的とするものを含む。）のみによる申告書の撤回は認められないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) <u>輸入（納税）申告書の撤回は、申告撤回理由等を記載した「輸入（納税）申告撤回申出書」(C-5245) 1通を当該輸入（納税）申告を行った税関官署に提出して行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものと</u></p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(輸入（納税）申告書の撤回)</p> <p>7-7 法第7条第2項<u>《申告》</u>の規定により提出することとされている輸入（納税）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し（法第75条<u>《外国貨物の積戻し》</u>の積戻しをいう。以下同じ。）又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があ<u>った</u>場合の取扱いは、次による。なお、納税に関する申告に誤りがありこれを是正する必要がある場合には、法第7条の14<u>《修正申告》</u>又は第7条の15<u>《更正の請求》</u>若しくは第7条の16<u>《更正及び決定》</u>の規定に基づき行うこととなる。したがって、納税に関する申告を是正する必要があるとの理由（加算税に係る賦課決定を回避することを目的とするものを含む。）のみによる申告書の撤回は認められないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
<u>する。</u>			
(評価申告書の提出の方法等)		(評価申告書の提出の方法等)	
7-9 包括申告書又は個別申告書の提出の方法等は、次による。		7-9 包括申告書又は個別申告書の提出の方法等は、次による。	
評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税） 申告書等の提出以前	貨物の主要な <u>輸入申告予定官署</u>	2部（原本及び申告者交付用）
個別申告書	輸入（納税） 申告書等の提出と同時	納税申告 <u>官署</u>	1部
評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税） 申告書等の提出以前	貨物の主要な <u>輸入予定地を管轄する税関長（支署長、出張所長を含む。）</u>	2部（原本及び申告者交付用。）
個別申告書	輸入（納税） 申告書等の提出と同時	納税申告 <u>する税関長（支署長、出張所長を含む。）</u>	1部

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は次の i、ii 及び iv から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2)</p> <p>(以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i～iii (省略)</p> <p>iv 照会に係る貨物の<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>v～x (省略)</p> <p>(注 1)～(注 5) (省略)</p>	<p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は次の i、ii 及び iv から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2)</p> <p>(以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i～iii (同左)</p> <p>iv 照会に係る貨物の<u>輸入予定官署</u></p> <p>v～x (同左)</p> <p>(注 1)～(注 5) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p>	<p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び<u>輸入申告予定期間の名称</u>等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>	<p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び<u>通関予定期間の名称</u>等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>
ii (省略)	ii (同左)
□ (省略)	□ (同左)
(8)～(10) (省略)	(8)～(10) (同左)
(事前照会に対する口頭回答の手続等)	(事前照会に対する口頭回答の手続等)
7-19-1 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次によ	7-19-1 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次によ

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p>	<p>る。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び<u>輸入予定官署</u></p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>ロ～ホ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入申告予定官署</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入申告予定官署</u>が所属する税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を<u>所轄する</u>税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期限及び<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>(二) (省略)</p> <p>(注1)～(注4) (省略)</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-19の3-1 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p>	<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入予定地</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入予定地を管轄する</u>税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を<u>管轄する</u>税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期限及び<u>輸入予定官署</u></p> <p>(二) (同左)</p> <p>(注1)～(注4) (同左)</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-19の3-1 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(6) 回答の内容が軽微なものである場合を除き、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」（C-1000-12）にとどめるものとする。</p> <p>(注) 照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び<u>輸入申告予定官署等</u>について、聴取しておくものとする。</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入申告予定官署</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入申告予定官署</u>が所属する税関の首席関税評価官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文</p>	<p>(6) 回答の内容が軽微なものである場合を除き、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」（C-1000-12）にとどめるものとする。</p> <p>(注) 照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び<u>輸入予定官署等</u>について、聴取しておくものとする。</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入予定地</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入予定地</u>を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19 の 5-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から ix までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」(C-1000-22) (以下この項において「照会書」という。)</p>	<p>に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び<u>輸入予定官署</u></p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19 の 5-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から ix までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」(C-1000-22) (以下この項において「照会書」という。)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>i ~ iii (省略)</p> <p>iv 照会に係る貨物の<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>v ~ ix (省略)</p> <p>(¤) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(¤) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかえて「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書（C-1000-23 を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」という。）を新たに発出することにより行うものとする。</p>	<p>i ~ iii (同左)</p> <p>iv 照会に係る貨物の<u>輸入予定官署</u></p> <p>v ~ ix (同左)</p> <p>(¤) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(¤) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかえて「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書（C-1000-23 を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」という。）を新たに発出することにより行うものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(注) (省略)</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間 (発生数量を限度とする。)、輸入予定期間 (当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。) 及び<u>輸入申告予定期間</u>の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii (省略)</p> <p>口 (省略)</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間 (発生数量を限度とする。)、輸入予定期間 (当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。) 及び<u>通關予定期間</u>の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii (同左)</p> <p>口 (同左)</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p>
(減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)	(減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
7-19 の 5-1 口頭による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。	7-19 の 5-1 口頭による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 照会に対する口頭による回答 イ 輸入される貨物の減免税の適用の可否について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。 (イ)及び(ロ) (省略) (ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期及 <u>び輸入申告予定期官署</u> (ニ)及び(ホ) (省略)	イ 輸入される貨物の減免税の適用の可否について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。 (イ)及び(ロ) (同左) (ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期及 <u>び輸入申告予定期官署</u> (ニ)及び(ホ) (同左)
ロ及びハ (省略)	ロ及びハ (同左)
(4) その他 イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（減免税用）」（C-1000-24）にとどめるものとする。 ロ (省略)	イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（減免税用）」（C-1000-24） <u>（以下「回答記録表」という。）</u> にとどめるものとする。 ロ (同左)
(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の 5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。	(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19 の 5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 受付	(3) 受付

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入申告予定官署</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入申告予定官署</u>が所属する税関の検討部門において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を<u>所轄する税関</u>の検討部門において受け付けるものとする。</p>	<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入予定地</u>が判明している場合には、原則として当該<u>輸入予定地を管轄する税関</u>の検討部門において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を<u>管轄する税関</u>の検討部門において受け付けるものとする。</p>
<p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>	<p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>
<p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期限及び<u>輸入申告予定官署</u></p> <p>(ニ) 及び(ホ) (省略)</p>	<p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期限及び<u>輸入予定官署</u></p> <p>(ニ) 及び(ホ) (同左)</p>
<p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(関税率表及び原産地の統一的適用)</p> <p>7-22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 協議要領</p>	<p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(関税率表及び原産地の統一的適用)</p> <p>7-22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 協議要領</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 当該協議を行った貨物の所属区分等を決定するために必要な分析、貨物確認その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p> <p>(修正申告の方法)</p> <p>7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告については、<u>当該修正申告に係る貨物についての法第7条第1項の納税申告をした税関官署の長</u>（法第7条の16第2項の規定による決定をした貨物についての修正申告については当該決定をした税関官署の長）に対して、次により行わせる。</p> <p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文に規定する「関税修正申告書」（C-1020）1通に同項後段に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付（納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認。以</p>	<p>上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 当該協議を行った貨物の所属区分等を決定するために必要な分析、貨物確認 <u>（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）</u> その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p> <p>(修正申告の方法)</p> <p>7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告は、次により行わせる。</p> <p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文《修正申告書》に規定する「関税修正申告書」（C-1020）1通に同項後段《修正申告書の添付書類》に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項《補正による修正申告》に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>下、本項並びに後記7の3-1及び7の4-2において同じ。) 前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項に規定するところによる。</p>	<p>税の納付（納期限の延長に係るものにあつては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記7の3-1及び7の4-2において同じ。) 前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項《<u>補正による修正申告の手続</u>》に規定するところによる。</p>
<p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>(更正の請求の手続)</p> <p>7の15-1 法第7条の15第1項の規定による更正の請求については、<u>当該更正の請求に係る貨物についての法第7条第1項の申告又は法第7条の14第1項の修正申告をした税関官署の長に対して行わせるものとし、次により取り扱う。</u></p>	<p>(更正の請求の手続)</p> <p>7の15-1 法第7条の15第1項の規定による更正の請求の取扱いは、<u>次による。</u></p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p>
<p>第3章 船舶及び航空機</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p>
<p>(海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)</p> <p>15-7-2 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p>	<p>(海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)</p> <p>15-7-2 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p>
<p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを通じて報告した積荷に関する</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る事項について、運送契約の変更その他やむを得ない理由により積載する船舶又は船荷証券番号を変更する必要が生じた場合には、当該事項の訂正補足を認めて差し支えない。</p>	
<p>第 4 章 保税地域</p>	
<p>第 1 節 総 則</p>	
<p>(他所蔵置の許可の申請手続)</p> <p>30-3 法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。</p> <p>(1) 他所蔵置の許可の申請は、<u>当該申請に係る貨物を置こうとする場所を所轄する税関官署</u>に「他所蔵置許可申請書」(C-3000) 2 通を提出させ、許可したときはうち 1 通に許可印を<u>押印</u>し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>なお、他所蔵置の許可を受けようとする貨物が指定地外における貨物の積卸しの許可を要するものであるときは、他所蔵置許可申請書によりこれらの許可を一括して<u>行って</u>差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(見本の一時持出しの許可基準及び申請手続)</p>	<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>(他所蔵置の許可の申請手続)</p> <p>30-3 法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。</p> <p>(1) 他所蔵置の許可の申請は、「他所蔵置許可申請書」(C-3000) 2 通を提出させ、許可したときはうち 1 通に許可印を<u>押なつし</u>、許可書として申請者に交付する。</p> <p>なお、他所蔵置の許可を受けようとする貨物が指定地外における貨物の積卸しの許可を要するものであるときは、他所蔵置許可申請書によりこれらの許可を一括して<u>行って</u>差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(見本の一時持出しの許可基準及び申請手続)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>32-1 法第 32 条の規定による見本の一時持出しの許可及び申請手続は、次による。</p> <p>なお、本船又ははしけにおいて見本を採取することが必要と認められる場合においては、便宜この取扱いによつて差し支えない。</p> <p>(1) 見本の一時持出しを認める外国貨物の見本は、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限られるものとし、その範囲は、免税輸入を認めるものではないので、必ずしも定率法第 14 条第 6 号にいう商品見本の範囲に限られるものではない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 見本の一時持出しの許可申請は、<u>当該許可申請に係る貨物が置かれて いる保税地域の所在地を所轄する税関官署</u>に「見本持出許可申請書」(C-3060) 2 通を提出させ、許可したときは、うち 1 通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>(外国貨物の廃棄の意義及び取扱い)</p> <p>34-1 法第 34 条本文に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「外国貨物の廃棄」とは、外国貨物を滅却（前記 23-9 の(4)に規定する滅却をいう。）し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分することをいう。</p>	<p>32-1 法第 32 条《見本の一時持出》の規定による見本の一時持出しの許可及び申請手続は、次による。</p> <p>なお、本船又ははしけにおいて見本を採取することが必要と認められる場合においては、便宜この取扱いによつて差し支えない。</p> <p>(1) 見本の一時持出しを認める外国貨物の見本は、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限られるものとし、その範囲は、免税輸入を認めるものではないので、必ずしも定率法第 14 条第 6 号《無条件免税が認められる注文取集めのための見本》にいう商品見本の範囲に限られるものではない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 見本の一時持出しの許可申請は、「見本持出許可申請書」(C-3060) 2 通を提出させ、許可したときは、うち 1 通に許可印を押なつし、許可書として申請者に交付する。</p> <p>(外国貨物の廃棄の意義及び取扱い)</p> <p>34-1 法第 34 条本文《外国貨物の廃棄》に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「外国貨物の廃棄」とは、外国貨物を滅却（前記 23-9 〔災害その他やむを得ない理由により亡失した場合〕及び「滅却」の意義）の(4)に規定する滅却をいう。）し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供さ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、<u>当該外国貨物が置かれている保税地域の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物廃棄届」(C-3080) 2通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押印して届出者に交付する。</u>ただし、当該外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記 45-2 の(1)により滅却承認の申請をさせる。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p><u>れなくなつた外国貨物をくずとして処分することをいう。</u></p> <p>(2) 外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、「外国貨物廃棄届」(C-3080) 2通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、当該外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記 45-2 <u>(貨物の滅却の承認申請手続等)</u> の(1)により滅却承認の申請をさせる。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>(他所蔵置場所における貨物の取扱いに関する届出)</p> <p>36-2 法第 36 条第 2 項の規定による貨物の取扱いの届出は、<u>当該届出に係る貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関官署に「貨物取扱届」(C-3100) 2通を提出して行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通を届出があつたことを証する書類として届出者に交付する。</u></p> <p>なお、届出に係る貨物の取扱いが改装、仕分けその他の手入れである場合においては、これについての届出書「取扱貨物の明細」欄の記載要領は、後記 40-2 の(2)のなお書に準ずる。</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p>	<p>(他所蔵置場所における貨物の取扱いに関する届出)</p> <p>36-2 法第 36 条第 2 項<u>《他所蔵置場所における貨物の取扱いに関する届出》</u>の規定による貨物の取扱いの届出は、「貨物取扱届」(C-3100) 2通を提出して行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通を届出があつたことを証する書類として届出者に交付する。</p> <p>なお、届出に係る貨物の取扱いが改装、仕分けその他の手入れである場合においては、これについての届出書「取扱貨物の明細」欄の記載要領は、後記 40-2 <u>(貨物の取扱いに関する許可申請の手続)</u> の(2)のなお書に準ずる。</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>（貨物の取扱いに関する許可申請の手続）</p> <p>40-2 法第 40 条第 2 項の規定による貨物の取扱いに関する許可申請の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第 34 条の規定による貨物の取扱いの許可申請は、<u>当該許可申請に係る貨物が置かれている指定保税地域の所在地を所轄する税関官署に</u>「貨物取扱い許可申請書」（C-3110）2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通に許可印を<u>押印</u>し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>なお、許可を受けようとする行為が簡単な加工である場合においては、これについての許可申請書の「取扱貨物の明細」欄に加工に使用する外国貨物又は内国貨物及び加工後における貨物の記号、番号、品名、個数及び数量等<u>を併せて記載</u>することとする。</p>	<p>（貨物の取扱いに関する許可申請の手続）</p> <p>40-2 法第 40 条第 2 項<u>《貨物の取扱い》</u>の規定による貨物の取扱いに関する許可申請の手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 34 条<u>《指定保税地域における貨物の取扱い》</u>の規定による貨物の取扱いの許可申請は、「貨物取扱い許可申請書」（C-3110）2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通に許可印を<u>押なつし</u>、許可書として申請者に交付する。</p> <p>なお、許可を受けようとする行為が簡単な加工である場合においては、これについての許可申請書の「取扱貨物の明細」欄に加工に使用する外国貨物又は内国貨物及び加工後における貨物の記号、番号、品名、個数及び数量等<u>を併せて記載</u>することとする。</p>
<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物の蔵置期間の延長の手続）</p> <p>43 の 2-3 法第 43 条の 2 第 2 項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、<u>当該外国貨物の所有者の名をもつて、当該外国貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官</u></p>	<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物の蔵置期間の延長の手続）</p> <p>43 の 2-3 法第 43 条の 2 第 2 項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、<u>当該貨物の所有者の名をもつて「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」（C-3240）2通を提出</u>すること</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押印</u>し、承認書として申請者に交付する。</p> <p>なお、前記43の2-2(4)に該当する場合は、保税蔵置場の許可を受けた者の名を<u>もつて</u>申請して差し支えないものとする。</p>	<p>により行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつし</u>、承認書として申請者に交付する。</p> <p>なお、前記43の2-2(4)に該当する場合は、保税蔵置場の許可を受けた者の名を<u>もつて</u>申請して差し支えないものとする。</p>
(2) (省略)	(2) (同左)
<p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下<u>この節</u>において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下<u>この項</u>において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)</p> <p>43の3-6 令第36条の4に規定する蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の申請手続きについては、次による。</p> <p>(1) 未承認外国貨物蔵置期間の指定申請は、<u>当該指定申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」(C-3241) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、指定書として申請者に交付する。</u></p>	<p>(蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)</p> <p>43の3-6 令第36条の4に規定する蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の申請手続きについては、次による。</p> <p>(1) 未承認外国貨物蔵置期間の指定申請は、「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」(C-3241) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつし</u>、指定書として申請者に交付する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) (省略)</p> <p><u>(蔵入承認の申請の特例)</u></p> <p><u>43 の 3-7 法第 43 条の 3 第 3 項で準用する法第 67 条の 19 の規定の適用を受けて行われる蔵入承認の申請については、後記 67 の 19-1 ((3)を除く) 及び 67 の 19-2 の規定をそれぞれ準用する。</u></p> <p>(貨物の滅却の承認申請手続等)</p> <p>45-2 法第 45 条第 1 項ただし書の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の滅却の承認申請は、<u>当該承認申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「滅却（廃棄）承認申請書」（C-3170）2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。</u></p> <p>なお、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合<u>であつて</u>、税関長が取締上支障がないと認めたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ「包括滅却承認申請書」（C-3171）を 2 通税関に提出させ、うち 1 通に承認印を押印して申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(貨物の滅却の承認申請手続等)</p> <p>45-2 法第 45 条第 1 項ただし書<u>《許可を受けた者の関税の納付義務等》</u>の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の滅却の承認申請は、「滅却（廃棄）承認申請書」（C-3170）2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。</p> <p>なお、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合<u>であつて</u>、税関長が取締上支障がないと認めたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ「包括滅却承認申請書」（C-3171）を 2 通税関に提出させ、うち 1 通に承認印を押なつして申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>とし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の事績について「滅却（廃棄）承認申請書」に記載し、整理、保管させておくものとする。</p>	<p>事績について「滅却（廃棄）承認申請書」に記載し、整理、保管させておくものとする。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>第4節 保税工場</p>	<p>第4節 保税工場</p>
<p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p>	<p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p>
<p>61の4-2 法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p>	<p>61の4-2 法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p>
<p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、<u>当該外国貨物が置かれている保税工場の所在地を所轄する税関官署</u>に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつし</u>、承認書として申請者に交付する。</p>	<p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつし</u>、承認書として申請者に交付する。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(外国貨物を置くことの承認手続)</p>	<p>(外国貨物を置くことの承認手続)</p>
<p>61の4-3 法第61条の4において準用する法第43条の3の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きよする</p>	<p>61の4-3 法第61条の4において準用する法第43条の3第1項の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きよする</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>船舶については、この承認を必要としないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)の承認については、前記43の3-2、43の3-7及び43の4-1の規定を準用する。この場合において、前記43の3-2の規定中「蔵入承認申請書」とあるのは「移入承認申請書」と、読み替えるものとする。</p>	<p>よする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(1)の承認の申請手続きについては、前記43の3-2（<u>外国貨物を置くことの承認の申請手続</u>）及び43の4-1（<u>外国貨物を置くことの承認等の際の検査</u>）の規定を準用する。この場合において、前記43の3-2の規定中「蔵入承認申請書」とあるのは「移入承認申請書」と、読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 保税展示場</p>	
<p>(展示等の承認の手続等)</p> <p>62の3-1 法第62条の3第1項の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>上記(1)の承認については、前記43の3-7の規定を準用する。</u></p>	<p>(展示等の承認の手続等)</p> <p>62の3-1 法第62条の3第1項の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(外国貨物の保税展示場への保税運送手続等)</p> <p>62の3-2 外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。</p> <p>(1) 前記62の3-1に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、<u>当該申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在</u></p>	<p>(外国貨物の保税展示場への保税運送手続等)</p> <p>62の3-2 外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。</p> <p>(1) 前記62の3-1（<u>展示等の承認の手続等</u>）に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、「展示等申告書（運送申告</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>地を所轄する税関官署に「展示等申告書（運送申告書）」（C-3340）又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）のいずれかを使用し、3通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。</u></p> <p>なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に開梱を行わせ、新たに包装明細書2通を作成の上、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税関は、上記(1)の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（税関提出用）の提出を求め、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記63-14及び63-15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに行うことを求めるものとし、その貨物の搬入が税関の<u>開庁時間外</u>に行われる場合においては、その搬入後開始される開庁時間内に遅滞なく行</p>	<p><u>書）」（C-3340）又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）のいずれかを使用し、3通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。</u></p> <p>なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に開梱を行わせ、新たに包装明細書2通を作成の上、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税関は、上記(1)の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（税関提出用）の提出を求め、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記 63-14 <u>（到着確認を受けた運送承認書写しの提出）</u> 及び 63-15 <u>（到着の連絡）</u> の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに<u>保税展示場を管轄する税関</u>において行うことを求めるものとし、その貨物の搬</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>うことを求めるものとする。</p> <p>(廃棄届又は滅却承認申請の手続)</p> <p>62 の 7-1 保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、<u>当該申請に係る貨物が置かれている保税展示場の所在地を所轄する税關官署</u>に「外国貨物廃棄届」(C-3080) 又は「滅却(廃棄)承認申請書」(C-3170) に管理者の確認印を<u>押印</u>させた上、提出して行わせるものとする。</p>	<p>入が税關の<u>執務時間外</u>に行われる場合においては、その搬入後開始される<u>執務時間内</u>に遅滞なく行うことを求めるものとする。</p> <p>(廃棄届又は滅却承認申請の手続)</p> <p>62 の 7-1 保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、「<u>外国貨物廃棄届</u>」(C-3080) 又は「<u>滅却(廃棄)承認申請書</u>」(C-3170) に管理者の確認印を<u>押なつ</u>させた上、提出して行わせるものとする。</p>
<p>なお、廃棄届又は滅却承認申請書中「搬入年月日」は「展示等承認年月日」と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の「積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日」欄の記載は省略させて差し支えない。</p> <p>第 6 節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62 の 15-2 前記 62 の 15-1 に規定するほか、前記第 3 節から第 5 節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記 42-3 から 42-6 まで、42-14、42-15、42-16、43-2、43 の 2-1、43 の 3-1 から <u>43 の 3-4 まで、43 の 3-7 及び 43 の 4</u></p>	<p>なお、廃棄届又は滅却承認申請書中「搬入年月日」は「展示等承認年月日」と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の「積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日」欄の記載は省略させて差し支えない。</p> <p>第 6 節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62 の 15-2 前記 62 の 15-1 に規定するほか、前記第 3 節から第 5 節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記 42-3 から 42-6 まで、42-14、42-15、42-16、43-2、43 の 2-1、43 の 3-1 から <u>43 の 3-4 まで及び 43 の 4-1</u> の規定は</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>— 1 の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43—2 中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43 の 3—2 中「法第 43 条の 3 第 1 項」とあるのは「法第 62 条の 10」と、「令第 36 条の 3 第 1 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 2 項」と、「令第 36 条の 3 第 7 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 7 項」と、43 の 3—4 中「3 月（法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>総合保税地域について準用する。この場合において、43—2 中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43 の 3—2 中「法第 43 条の 3 第 1 項」とあるのは「法第 62 条の 10」と、「令第 36 条の 3 第 1 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 2 項」と、「令第 36 条の 3 第 7 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 7 項」と、43 の 3—4 中「3 月（法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p>
<p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>第 5 章 運送</p> <p>(保税運送の申告手続)</p> <p>63—5 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。</p> <p>(1) 発送の際ににおける運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに、<u>運送しようとする貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に</u>「外国貨物運送申告書（目録兼用）」</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>第 5 章 運送</p> <p>(保税運送の申告手続)</p> <p>63—5 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。</p> <p>(1) 発送の際ににおける運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C—4000）を 3 通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(C-4000) を 3 通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。</p>	<p>ただし、<u>積荷目録</u>その他の書類で令第 53 条に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。</p>
<p>ただし、<u>運送状</u>その他の書類で令第 53 条に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。</p>	<p>なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、1 申告で行わせて差し支えない。</p>
<p>なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、1 申告で行わせて差し支えない。</p>	
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(輸出又は積戻し貨物の運送)</p>	<p>(輸出又は積戻し貨物の運送)</p>
<p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、<u>前記 63-5 の規定によることなく、当該貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるもの</u>とし、この場合における取扱いについては、次による。</p>	<p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、<u>便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるもの</u>とし、この場合における取扱いについては、次による。</p>
<p>(1)～(7) (省略)</p>	<p>(1)～(7) (同左)</p>
<p>(改善措置の求め)</p>	<p>(改善措置の求め)</p>
<p>63 の 5-1 法第 63 条の 5 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p>	<p>63 の 5-1 法第 63 条の 5 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告において、後記 67</p>	<p>(3) 法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定委託輸出申告において、後記 67</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>の 3-2-3 の(4)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合 (4)及び(5) (省略)</p>	<p>の 3-2-3 の(4)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合 (4)及び(5) (同左)</p>
<p>(内国貨物の運送申告)</p>	<p>(内国貨物の運送申告)</p>
<p>66-2 法第 66 条の規定により内国貨物を運送する場合の申告は、外国貿易船、外国貿易機の別又は運送先を異にするごとに、<u>内国貨物を運送しようとする外国貿易船又は外国貿易機が入港する開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4030）を 3 通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。</u></p>	<p>66-2 法第 66 条 <u>《内国貨物の運送》</u> の規定により内国貨物を運送する場合の申告は、外国貿易船、外国貿易機の別又は運送先を異にするごとに「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4030）を 3 通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。</p>
<p>第 6 章 通関</p>	<p>第 6 章 通関</p>
<p>第 1 節 一般輸出通関</p>	<p>第 1 節 一般輸出通関</p>
<p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 本船検査は、後記 <u>67 の 2-1</u> の規定により本船扱いをするこ</p>	<p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 本船検査は、後記 <u>67 の 3-6-1</u> の規定により本船扱いをするこ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。	とが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。
ハ ふ中検査は、後記 <u>67の2-1</u> の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中ににおいて行う。ただし、税関が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。	ハ ふ中検査は、後記 <u>67の3-6-1</u> の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中ににおいて行う。ただし、税関が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。
ニ及びホ (省略)	ニ及びホ (同左)
(4)~(7) (省略)	(4)~(7) (同左)
(検査貨物の指定等)	(検査貨物の指定等)
67-1-8 統括審査官等が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。	67-1-8 統括審査官等が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。
(1) 前記 67-1-7の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官（以下この項において「検査指定者」という。）が行うものとする。	(1) 前記 67-1-7の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行った統括審査官が行うものとする。
(2) 見本確認又は検査場検査となるものについての検査指定は、「検査指定票」（C-5230）に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによつて行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包	(2) 見本確認又は検査場検査となるものについての検査指定は、「検査指定票」（C-5230）に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによつて行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>装番号の記入を行い、見本確認の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。</p>	<p>装番号の記入を行い、見本確認の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。</p>
<p>なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、<u>検査担当職員</u>からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p>	<p>なお、<u>審査職員</u>が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、<u>審査職員</u>からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p>
<p>(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>検査担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数に<u>よつて</u>指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>検査担当職員</u>が現場において行う。</p> <p>なお、<u>検査担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に<u>報告</u>し、<u>事後の</u>指定の参考にする。</p>	<p>(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数に<u>よつて</u>指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場において行う。</p>
<p>(4) 検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付する。</p>	<p>なお、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に<u>報告させ</u>、<u>じ後の</u>指定の参考にする。</p>
<p>ロ (省略)</p> <p>ハ 「申告書用」は、<u>検査担当職員</u>が検査に当たって指定された貨物と</p>	<p>(4) 検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に<u>交付し</u>、<u>「申告書用」</u>はそのまま輸出申告書に添付する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 「申告書用」は、<u>審査職員</u>が検査に当たつて指定された貨物と検査</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。</p> <p>二 (省略)</p>	<p>場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用い、<u>じ後は、輸出申告書原本に添付して保管する。</u></p> <p>二 (同左)</p>
<p>(輸出申告の撤回の取扱い)</p> <p>67-1-10 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(C-5240) 1通を<u>当該輸出申告を行った税関官署に提出して行わせるものとする。</u></p> <p>なお、輸出申告の後に貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなる場合には、当該申告を撤回させ、申告書以外の添付書類は輸出者又はその代理人に返却するものとし、併せて輸出者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。</p> <p>また、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。</p>	<p>(輸出申告の撤回の取扱い)</p> <p>67-1-10 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(C-5240) 1通を提出して行わせるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の後に貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなる場合には、当該申告を撤回させ、申告書以外の添付書類は輸出者又はその代理人に返却するものとし、併せて輸出者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。</p> <p>また、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。</p>
<p>(輸出貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p>67-1-17 法第 67 条の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があったときは、<u>検査担当職員又は立会いの監視取締職員が押印した</u></p>	<p>(輸出貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p>67-1-17 法第 67 条《<u>輸出又は輸入の許可</u>》の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があつたときは、<u>検査職員又は立会いの監視</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>「開装検査票」(C-5235)（税関が開装検査した旨を表示したもの）を申出者に交付し、検査貨物の中に封入させる。</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p><u>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</u></p> <p><u>67の2-1 法第67条の2第2項に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</u></p> <p><u>なお、法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出申告、同条第2項に規定する特定製造貨物輸出申告及び同条第3項に規定する特定輸出申告（以下この節において「特定輸出申告等」という。）を行おうとする貨物については、本船扱い及びふ中扱いの手続を要することなく特定輸出申告等を行うことができる</u>ので留意する。</p> <p><u>(1) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</u></p> <p><u>イ 本船扱いを認める品目</u></p> <p><u>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計</u></p>	<p>取締職員が押印した「開装検査票」(C-5235)（税関が開装検査した旨を表示したもの）を申出者に交付し、検査貨物の中に封入させる。</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>品目表を定める等の件」（昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号）に規定するものをいう。）第 87.02 項、第 87.03 項又は第 87.04 項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>□ <u>ふ中扱いを認める品目</u></p> <p><u>生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタル、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帶・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帶・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</u></p> <p>(2) <u>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。</u></p> <p><u>なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>自動車専用船に積載されて輸出されること。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</u></p> <p>(4) <u>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通関のために保税地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</u></p> <p><u>(輸出貨物の本船扱い等の承認申請)</u></p> <p>67の2-2 令59条の5第2項に規定する本船扱い又はふ中扱いの承認申請は、当該承認申請に係る輸出申告を行おうとする税関官署に「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C-5250) 2通を提出して行い、承認したときは、うち1通に承認印を押印して申請者に交付し、輸出申告の際、申告書にこれを添付するものとする。ただし、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、外国貿易</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>船への資格変更前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</p> <p>67 の 2-3 本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</p> <p>(1) 本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。この場合、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。</p> <p>(2) 本船扱い又はふ中扱いに係る貨物についての法第 67 条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行うものとする。</p> <p>(輸出申告の特例)</p> <p>67 の 3-1-1 法第 67 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける輸出申告、並びに特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告(以下「特例輸出申告」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特例輸出申告が行われた税関官署(以下この項において「申告官署」</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>という。)と当該特例輸出申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署(以下この項において「蔵置官署」という。)が異なる場合における取扱いは、次による。</p> <p>① 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸出申告に係る貨物の検査(貨物確認を含む。以下この項において同じ。)を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。</p> <p>② 蔵置官署と申告官署は、特例輸出申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。</p> <p>③ 申告官署は、蔵置官署による特例輸出申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、統計品目分類、数量及び価格等に係る必要な審査を行った上で、輸出の許可等の処理を行う。</p> <p>(2) 特例輸出申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。</p> <p>(3) 特例輸出申告については、次の場合を除き、原則として当該特例輸出申告の撤回を認めないものとする。</p> <p>① 特例輸出申告に係る貨物が輸出されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸出の許可を受ける必要がなくなった場合</p> <p>② 令第 59 条の 8 に規定する特例輸出申告の対象とならない貨物について特例輸出申告が行われた場合</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>③ 令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸出申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合</p>	
<p>(特例輸出申告に係る添付書類)</p> <p>67 の 3 - 1 - 2 特例輸出申告に係る添付書類の税関官署への提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行うものとする。</p> <p>(1) 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合</p> <p>(2) 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸出申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合</p> <p>(3) 特例輸出申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合</p> <p>(特例輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67 の 3 - 1 - 3 特例輸出申告は、令第 59 条の 8 に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p> <p>(特定輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 1 - 4 特定輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使</p>	<p>(特例輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 1 - 1 特定輸出申告は、前記 67-1-2 の規定にかかわらず、</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用することなく行う場合は、前記 67-1-2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C-5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）に、令第 59 条の 7 第 1 項において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。</p>	<p>特定輸出申告書（「輸出申告書」（C-5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）に、令第 59 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする<u>貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署</u>に提出することにより行うものとする。</p> <p><u>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</u></p>
<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67 の 3-1-5 特定輸出申告書に係る添付書類については、前記 67-1-5 の規定により取り扱うものとする。</p>	<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67 の 3-1-2 特定輸出申告書に係る添付書類については、前記 67-1-5 の規定により取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、特定輸出申告を行った際に税関へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税関官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</u></p>
<p>（特定輸出申告に係る貨物の検査）</p> <p>67 の 3-1-6 （省略）</p>	<p>（特定輸出申告に係る貨物の検査）</p> <p>67 の 3-1-3 （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(輸出許可書の交付) <u>67 の 3 - 1 - 7</u> (省略)	(輸出許可書の交付) <u>67 の 3 - 1 - 4</u> (同左)
(輸出取止めの取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 8</u> (省略)	(輸出取止めの取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 5</u> (同左)
	(特定輸出申告の対象とならない貨物) <u>67 の 3 - 1 - 6</u> 特定輸出申告は、令第 59 条の 8 に規定する貨物について は行うことができないので留意する。
(特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 9</u> 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この節において「特定輸出者等」という。）及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。	(特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 7</u> 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この節において「特定輸出者等」という。）及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、これらの書類のうち、特定輸出者等においては(1)、(2)及び(4)に掲げる書類並びに(3)に掲げる書類の控えを、委託運送者においては(3)に掲げる書類及び(4)に掲げる書類の控えを保存することとなる。</p>	<p>なお、これらの書類のうち、特定輸出者等においては(1)、(2)及び(4)に掲げる書類並びに(3)に掲げる書類の控えを、委託運送者においては(3)に掲げる書類及び(4)に掲げる書類の控えを保存することとなる。</p>
<p>(1) 貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告等を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書、特定委託輸出申告書（「輸出申告書」（C-5010）の標題を「特定委託輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出申告書（「輸出申告書」（C-5010）の標題を「特定製造貨物輸出申告書」と訂正したものと同一のもの）（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）。</p> <p>この場合においては、特定輸出申告書等に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p>	<p>(1) 貨物を保税地域に搬入した後に<u>特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告</u>（以下この項において「<u>特定輸出申告等</u>」といふ。）を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書、特定委託輸出申告書又は特定製造貨物輸出申告書（以下この項において「<u>特定輸出申告書等</u>」といふ。）。</p>
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>（一般輸出通関に関する規定の適用）</p>	<p>（一般輸出通関に関する規定の適用）</p>
<p><u>67の3-1-10</u> (省略)</p>	<p><u>67の3-1-8</u> (同左)</p>
<p>（特定輸出者が行う輸出申告における船名変更の取扱い）</p>	<p>（特定輸出者が行う輸出申告における船名変更の取扱い）</p>
<p><u>67の3-1-11</u> (省略)</p>	<p><u>67の3-1-9</u> (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(特定輸出者が行う輸出申告における積込港変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 12</u> (省略)	(特定輸出者が行う輸出申告における積込港変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 10</u> (同左)
(特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 13</u> (省略)	(特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 11</u> (同左)
(特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 14</u> (省略)	(特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の取扱い) <u>67 の 3 - 1 - 12</u> (同左)
(特定委託輸出申告の方法) 67 の 3 - 2 - 1 <u>特定委託輸出申告の方法は次のとおりとする。</u> <u>(1)</u> <u>特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う場合には、令第 59 条の 7 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。</u> た だ し、 <u>法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3</u>	67 の 3 - 2 - 1 <u>特定委託輸出申告を行う場合には、令第 59 条の 5 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。た だ し、<u>法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3</u></u>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する</u>ことなく行う場合には、前記 67-1-2 の規定にかかわらず、特定委託輸出申告書に、令第 59 条の 7 第 2 項において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定委託輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の場合において、法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3-2-3 の(1)の①による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」（C-9160）を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>の(1)の①による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」（C-9160）を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定製造貨物輸出申告の方法)</p> <p>67の3-3-1 <u>特定製造貨物輸出申告の方法は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>特定製造貨物輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して</u>行う場合には、<u>令第59条の7第3項</u>の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第67条の13第3項第2号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第59条の9に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。</p> <p>(2) <u>特定製造貨物輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく</u>行う場合には、前記67-1-2の規定にかかわらず、<u>特定製造貨物輸出申告書に、令第59条の7第3項において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を特定製造貨物輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより</u>行うものとする。なお、この場合、当該申告に際しては貨物確認書</p>	<p>(特定製造貨物輸出申告の方法)</p> <p>67の3-3-1 <u>特定製造貨物輸出者が特定製造貨物輸出申告を行う場合には、令第59条の5第3項</u>の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第67条の13第3項第2号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第59条の9に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。</p> <p><u>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>を提出することとなるので留意する。</u></p> <p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p>	<p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イヘル (省略)</p> <p>ヲ <u>上記</u>に規定する通関業者が法第79条第1項の認定を受けている場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5-2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</p> <p>ワ及びカ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イヘル (同左)</p> <p>ヲ <u>上記</u>に規定する通関業者が法第79条第1項の認定を受けている場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5-2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</p> <p>ワ及びカ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p><u>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</u></p> <p><u>67の3-6-1 法第67条の3第2項に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるもの</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<p>とする。</p> <p>なお、法第 67 条の 3 第 4 項及び第 6 項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下この項において「特定輸出申告等」という。）を行おうとする貨物については、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく特定輸出申告等を行うことができるので留意する。</p> <p>(1) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目</p> <p>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号）に規定するものをいう。）第 87.02 項、第 87.03 項又は第 87.04 項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>ロ ふ中扱いを認める品目</p> <p>生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールター</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<p>ル、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帶・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帶・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</p> <p>(2) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。</p> <p>なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</p> <p>(3) 自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 自動車専用船に積載されて輸出されること。</p> <p>ロ 積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。</p> <p>ハ その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</p> <p>(4) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等から</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<p>みて、貨物を通関のために保税地域等に搬入することが輸出者等に必要 以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p> <p><u>(輸出貨物の本船扱い等の承認申請)</u></p> <p><u>67 の 3 - 6 - 2 法第 67 条の 3 第 2 項に規定する本船扱い又はふ中扱いの承認申請は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C-5250) 2 通を提出して行い、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸出申告の際、申告書にこれを添付するものとする。ただし本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</u></p> <p><u>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</u></p> <p><u>67 の 3 - 6 - 3 本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</u></p> <p><u>(1) 本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物については、当該貨物が外国</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>67 の 4-2 法第 67 条の 4 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 4-1 の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110) を使用して行うものとする。</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ <u>令 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</u></p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p>	<p>貿易船又ははしけ等に積載が完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。この場合、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。</p> <p>(2) <u>本船扱い又はふ中扱いに係る貨物についての法第 67 条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行うものとする。</u></p> <p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>67 の 4-2 法第 67 条の 4 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 4-1 の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110) を使用して行うものとする。</p> <p>①及び② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定地外検査の許可の申請)</p> <p>69-1-2 令第 62 条の規定による指定地外検査の許可の申請は、<u>当該申請に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に</u>「指定地外貨物検査許可申請書」(C-5390) 2通を提出して行わせ、許可したときは、1通にその旨を記載して申請者に交付する。</p>	<p>(指定地外検査の許可の申請)</p> <p>69-1-2 令第 62 条《<u>指定地外検査の許可の申請</u>》の規定による指定地外検査の許可の申請は、「指定地外貨物検査許可申請書」(C-5390) 2通を提出して行わせ、許可したときは、1通にその旨を記載して申請者に交付する。</p>
<p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(マニフェスト等による申告手続)</p> <p>67-2-6 前記 67-2-5 の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p> <p>(1) 混載貨物の荷送人毎の輸出申告書に代えて、航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)及び(2)に掲げる事項を記載した書面(以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。)それぞれ 2 通(原本及び許可書用)を提出させ、「<u>航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)</u>」(C-5210)に当該マニフェストに記載されている一括 Air Waybill 番号(荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号)及び貨物を積み込もうとする航空機の名称又は登録番号等を記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷送人毎に提出されるべき輸出申告書を、これら荷送人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括</p>	<p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(マニフェスト等による申告手続)</p> <p>67-2-6 前記 67-2-5 の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p> <p>(1) 混載貨物の荷送人毎の輸出申告書に代えて、航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)及び(2)に掲げる事項を記載した書面(以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。)それぞれ 2 通(原本及び許可書用)を提出させ、「<u>航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)</u>」に当該マニフェストに記載されている一括 Air Waybill 番号(荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号)及び貨物を積み込もうとする航空機の名称又は登録番号等を記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷送人毎に提出されるべき輸出申告書を、これら荷送人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸出者毎の個別の輸出申告として取扱うこととなるので留意する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(船舶の改裝、修理のために使用する資材の輸出手続等)</p> <p>67-2-9 外国籍船舶の改裝又は修理のため使用する資材等の輸出手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」(C-5010) 又は「輸出申告書」(C-5015-1 及び C-5015-2) 3通(統計上分を含む。)に「修理、改裝用資材明細書(仕入書兼用)」(C-5215) 2通(原本、交付用)を添付させて<u>申告官署</u>の通関部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改裝用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格(仕入価格)を記載させて差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 修理、改裝が完了したときは、造船所から、上記(3)により交付した修理、改裝用資材明細書に修理、改裝完了時において明らかになった主要資材の品名、使用数量及びその価格(仕入価格)を追記した上、<u>申告官署</u></p>	<p>して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸出者毎の個別の輸出申告として取扱うこととなるので留意する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(船舶の改裝、修理のために使用する資材の輸出手続等)</p> <p>67-2-9 外国籍船舶の改裝又は修理のため使用する資材等の輸出手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」(C-5010) 又は「輸出申告書」(C-5015-1 及び C-5015-2) 3通(統計上分を含む。)に「修理、改裝用資材明細書(仕入書兼用)」(C-5215) 2通(原本、交付用)を添付させて<u>管轄税関官署</u>の通關部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改裝用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格(仕入価格)を記載させて差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 修理、改裝が完了したときは、造船所から、上記(3)により交付した修理、改裝用資材明細書に修理、改裝完了時において明らかになった主要資材の品名、使用数量及びその価格(仕入価格)を追記した上、<u>管轄税</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>署の通関部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。</p>	<p>関官署の通関部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。</p>
<p>なお、この場合において、申告価格の総額が 200 万円未満となっても、便宜、<u>申告官署</u>の通関部門において処理する。</p>	<p>なお、この場合において、申告価格の総額が 200 万円未満となっても、便宜<u>管轄税関官署</u>の通関部門において処理する。</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (同左)</p>
<p>(輸出入貨物の容器の輸出入手続)</p>	<p>(輸出入貨物の容器の輸出入手続)</p>
<p>67-2-12 輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出入手続は、次によることとして差し支えない。</p>	<p>67-2-12 輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出入手続は、次によることとして差し支えない。</p>
<p>(1) 定率法施行令第 15 条第 2 号の規定の適用を受けるもの</p>	<p>(1) 定率法施行令第 15 条第 2 号の規定の適用を受けるもの</p>
<p>イ 当該容器の<u>輸出申告</u>の際に「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C-5220）2 通を提出させ、輸出を許可したときは、うち 1 通に輸出許可印を<u>押印</u>し、これを輸出許可書（輸入申告書用）として申告者に交付する。</p>	<p>イ 当該容器の<u>輸出</u>の際、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C-5220）2 通を提出させ、輸出を許可したときは、うち 1 通に輸出許可印を<u>押なつし</u>、これを輸出許可書（輸入申告書用）として申告者に交付する。</p>
<p>なお、輸出許可後、他港へ運送の<u>上で船積み</u>（搭載）される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記 63-16 に準ずる。</p>	<p>なお、輸出許可後、他港へ運送の<u>うえ船積み</u>（搭載）される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記 63-16 に準ずる。</p>
<p>ロ (省略)</p>	<p>ロ (同左)</p>
<p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い)</p> <p>67-2-13 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物については、 後記 67-4-18 の規定による輸入貨物の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	
<p>(郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い)</p> <p>76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には通関郵便局まで保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。</p> <p>この場合において、運送先となる保税地域（通関郵便局）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「日本郵便株式会社通関郵便局」と記入することとして差し支えない。</p> <p>なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が 20 万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項（（輸出の許可等））の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積戻しの申告が必要になることから、<u>積戻しの許可を受けようとする</u>税関官署に対して前記 75-1-1 の積戻しの申告を行うことを求める。</p>	<p>(郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い)</p> <p>76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には通関郵便局まで保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。</p> <p>この場合において、運送先となる保税地域（通関郵便局）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「日本郵便株式会社通関郵便局」と記入することとして差し支えない。</p> <p>なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が 20 万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項（（輸出の許可等））の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積戻しの申告が必要になることから、<u>当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署</u>に対して前記 75-1-1 の積戻しの申告を行うことを求める。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>輸出</u>（積戻しを含む。以下この項において同じ。）申告を行った税関官署において輸出の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における通関郵便局までの保税運送の手続等については、前記 63-16 の(1)から(3)まで及び上記(2)の規定に準ずる。</p> <p>この場合、当該貨物は通関郵便局において法第 76 条第 3 項の規定による提示を要しないこととなるが、通関郵便局において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を<u>押印</u>する。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>外国貨物を蔵置する保税地域を所轄する税関官署において輸出</u>（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における通関郵便局までの保税運送の手続等については、前記 63-16 の(1)から(3)まで及び上記(2)の規定に準ずる。</p> <p>この場合、当該貨物は通関郵便局において法第 76 条第 3 項の規定による提示を要しないこととなるが、通関郵便局において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を<u>押なつ</u>する。</p>
<p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67-3-8 法第 67 条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入貨物についての法第 67 条の規定による検査は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵</p>	<p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67-3-8 法第 67 条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入貨物についての法第 67 条の規定による検査は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
害物品の認定等のための検査のことをいう。)は、原則として統括審査官が行うものとする。	害物品の認定等のための <u>貨物の確認</u> であつて、従来、統括審査官が行つて <u>いた貨物の検査</u> のことをいう。)は、原則として統括審査官が行うものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) 本船検査は、後記67の2-3-1の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船において行う。	(3) 本船検査は、後記67の2-3-1 <u>(輸入貨物の本船扱)</u> の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船において行う。
(4) ふ中検査は、後記67の2-3-2の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則としてふ中において行う。ただし、税関において必要があると認める場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして検査を行う。	(4) ふ中検査は、後記67の2-3-2 <u>(輸入貨物のふ中扱)</u> の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則としてふ中において行う。ただし、税関において必要があると認める場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして検査を行う。
(5) 検査場検査は、上記(1)から(3)までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行つても差し支えない。	(5) 検査場検査は、上記(1)から(3)までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行つても差し支えない。
(6) (省略)	(6) (同左)
(輸入検査の方法)	(輸入検査の方法)
67-3-10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。）、一部指定検査及び全部検査の3種	67-3-10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等 <u>輸出貨物等</u> についての適正な審査を行うため、 <u>従来、通関部門が行つていた貨物の見本検査</u> のこ

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 見本確認は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）し、その見本により閑税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ 見本確認に<u>当たって</u>は、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(2) 一部指定検査は、性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装されたもので、その一部について数量査定を行い、貨物1個当たりの実測数量の平均値に貨物の全個数を乗じてその全数量を算出する方法によると認められるもの並びに各包装の内容及び数量が<u>異なつて</u>いても包装ごとに内容及び正味数量が表示されているか、又は各包装番号ごとの内容及び数量が記載された包装明細書等が添付されているもので、その一部について検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量についての認定が可能なものについて行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ 均質等量に包装された貨物の検査に<u>当たって</u>無作為に指定すべき</p>	<p>とをいう。）、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 見本確認は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）し、その見本により閑税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ 見本確認に<u>当たって</u>は、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(2) 一部指定検査は、性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装されたもので、その一部について数量査定を行い、貨物1個当たりの実測数量の平均値に貨物の全個数を乗じてその全数量を算出する方法によると認められるもの並びに各包装の内容及び数量が<u>異なつて</u>いても包装ごとに内容及び正味数量が表示されているか、又は各包装番号ごとの内容及び数量が記載された包装明細書等が添付されているもので、その一部について検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量についての認定が可能なものについて行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ 均質等量に包装された貨物の検査に<u>当たって</u>無作為に指定すべき</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>検査個数は、別段の定めがあるものを除き、原則として次の基準による。</p> <p>ロ 各包装ごとの内容及び数量は<u>異なっている</u>が、それぞれの内容及び数量が包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている貨物について、無作為に指定すべき検査個数は、上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数として差し支えない。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ その他の貨物<u>であつても</u>、過去の検査実績等を勘案して上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数についての検査で十分であると認められるものについては、適宜検査個数を減らして差し支えない。</p> <p>(3) 全部検査は、見本確認又は一部指定検査によつては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 変質し又は損傷した貨物（定率法第4条の5又は第10条第1項の規定に該当するもの）</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p>	<p>検査個数は、別段の定めがあるものを除き、原則として次の基準による。</p> <p>ロ 各包装ごとの内容及び数量は<u>異なっている</u>が、それぞれの内容及び数量が包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている貨物について、無作為に指定すべき検査個数は、上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数として差し支えない。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ その他の貨物<u>であつても</u>、過去の検査実績等を勘案して上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数についての検査で十分であると認められるものについては、適宜検査個数を減らして差し支えない。</p> <p>(3) 全部検査は、見本確認又は一部指定検査によつては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 変質し又は損傷した貨物（定率法第4条の5《<u>変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定</u>》又は第10条第1項《<u>変質、損傷等の場合の減税</u>》の規定に該当するもの）</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>67-3-11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) 前記 67-3-8 の(1)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官(以下この項及び後記 67-3-13において「検査指定者」という。)が行うものとする。</p> <p>(2) 見本確認の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、「検査指定票」(C-5270)に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、<u>検査担当職員</u>からその旨を<u>検査指定者</u>に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p> <p>(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>検査担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装(ケース、ドラム、袋等)に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>検査担当職員</u>が現場において行う。</p>	<p>67-3-11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) 前記 67-3-8 の(1)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行った統括審査官が行うものとする。</p> <p>(2) 見本確認の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、「検査指定票」(C-5270)に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。なお、<u>審査(検査)担当職員</u>が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、<u>審査(検査)担当職員</u>からその旨を<u>受理担当審査官</u>に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p> <p>(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>審査(検査)担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装(ケース、ドラム、袋等)に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>審査(検査)担当職員</u>が現場において</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、<u>検査担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を<u>検査指定者</u>に報告し、事後の指定の参考にする。</p>	<p>行う。</p> <p>なお、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を<u>受理担当審査官</u>に報告し、事後の指定の参考にする。</p>
<p>(4) 見本確認のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</p> <p>イ 見本確認のための見本採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）又は検査場検査のための現物指定は、原則として<u>検査担当職員</u>に行わせる。</p> <p>ロ 次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、倉主等に行わせて差し支えない。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定</p> <p>なお、上記イにより<u>検査担当職員</u>が現物指定を行った貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの(イ)又は(ロ)に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(5) 上記(1)により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p>	<p>(4) 見本確認のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</p> <p>イ 見本確認のための見本採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）又は検査場検査のための現物指定は、原則として<u>審査担当職員</u>に行わせる。</p> <p>ロ 次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、倉主等に行わせて差し支えない。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定</p> <p>なお、上記イにより<u>審査（検査）担当職員</u>が現物指定を行った貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの(イ)又は(ロ)に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(5) 上記(1)により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付する。	イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付し、 「申告書用」はそのまま輸入申告書に添付しておく。
ロ (省略)	ロ (同左)
ハ 「申告書用」は、 <u>検査担当職員</u> が検査に <u>当たつて</u> 指定された貨物と 税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。	ハ 「申告書用」は、 <u>審査（検査）担当職員</u> が検査に <u>当たつて</u> 指定され た貨物と税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために 用い、 <u>事後は、税関検査場管理職員又は受理担当審査官が保管する。</u>
ニ (省略)	ニ (同左)
(コンテナー貨物の検査)	(コンテナー貨物の検査)
67-3-12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コン テナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全 量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定 検査については、前記 67-3-10 の(1)及び(2)に定めるところによること とし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。	67-3-12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コン テナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全 量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定 検査については、前記 67-3-10 <u>（輸入検査の方法）</u> の(1)及び(2)に定め るところによることとし、全量取出検査については、以下に規定すると ころによる。
なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆ る「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各 関においてこれを行うこととして差し支えない。	なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆ る「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各 関においてこれを行うこととして差し支えない。
また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこ ととして差し支えない。	また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこ ととして差し支えない。
イ～ハ (省略)	イ～ハ (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 取卸し場所における全量取出検査は、原則として、<u>次のとおり取り扱うもの</u>とする。なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、<u>これに準じて取り扱うもの</u>とする。</p> <p>イ 全量取出検査の指定が行われた場合において、<u>当該指定に係る部門</u>の統括審査官又は統括監視官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「<u>統括審査官等</u>」という。）は、その貨物が前記(2)の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。</p> <p>ロ 輸入者等が取卸し場所における全量取出検査を希望する場合には、「<u>指定地外貨物検査許可申請書</u>」(C-5390)等に代えて、「<u>取卸し場所検査申出書</u>（<u>指定地外貨物検査許可申請書兼用</u>）<u>他所蔵置許可申請書</u> <u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」(C-5550)に必要事項を記載させ、<u>当該全量取出検査の指定に係る部門</u>に2部提出させるものとする（その際、1部の裏面に取卸し場所の見取図等を記入させるものとする。）。</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 取卸し場所における全量取出検査は、原則として、<u>他所蔵置方式</u>により行うものとする。<u>ただし、その貨物が関税無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物</u>であり、さらに、<u>他法令規制に該当するものでない場合等に限り、許可前引取方式</u>により全量取出検査を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、<u>他所蔵置方式</u>に準じた取扱いで行う。</p> <p><u>他所蔵置方式及び許可前引取方式の取扱い</u>については次による。</p> <p>イ 全量取出検査の指定が行われた場合において、<u>輸入申告書受理部門</u>の統括審査官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「<u>統括審査官</u>」という。）は、その貨物が前記(2)の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。</p> <p>ロ 輸入者等が取卸し場所における全量取出検査を希望する場合には、「<u>指定地外貨物検査許可申請書</u>」(C-5390)及び「<u>輸入許可前引取承認申請書</u>」(C-5400)等に代えて、「<u>取卸し場所検査申出書</u>（<u>指定地外貨物検査許可申請書兼用</u>）<u>他所蔵置許可申請書</u> <u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」(C-5550)又は「<u>取卸し場所検査申出書（指定地外貨物検査許可申請書兼用）</u> <u>輸入許可前貨物引取承認申請書</u>」(C-5560)に必要事項を記載させ、<u>当該輸入申告書受理部門</u>に2部提出さ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ハ <u>統括審査官等は、現に貨物が蔵置されている場所の所在地を所轄する保税取締部門の統括監視官</u>（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押印の上、その1部を輸入者等に交付する。</p> <p>ニ <u>統括審査官等は、取卸し場所における検査を行う場合には、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行うことを求める。また、保税取締部門は、コンテナー貨物を発送するに当たって、必要に応じ当該コンテナーに封印を施す。</u></p>	<p>せるものとする（その際、1部の裏面に取卸し場所の見取図等を記入させるものとする。）。</p> <p>ハ <u>統括審査官は、現に貨物が蔵置されている場所を管轄する統括監視官</u>（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押印の上、その1部を輸入者等に交付する。</p> <p>ニ <u>統括審査官は、取卸し場所における検査を行う場合には、他所蔵置方式又は許可前引取方式のいずれの方法によるかに応じ、それぞれ次のように要請する。</u></p> <p>(イ) <u>他所蔵置方式</u></p> <p><u>統括審査官は、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行うことを求める。</u></p> <p><u>保税取締部門は、コンテナー貨物を発送するに当たって、必要に応じ当該コンテナーに封印を施す。</u></p> <p>(ロ) <u>許可前引取方式</u></p> <p><u>統括審査官は、輸入者等に対し、輸入許可前引取の承認及び指定地外検査の許可の取得等、所要の手続を行うことを求める。</u></p> <p><u>保税取締部門は、輸入者等が、コンテナー貨物を現に蔵置している場所から引き取るに当たって、当該コンテナーに封印を施す。</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
ホ (省略)	ホ (同左)
(4) <u>統括審査官</u> 等は、検査を実施するに当たって、輸入者が自ら立ち会う場合で、検査の実施に支障がないと認めるときには、通関業者が立会いを求めるときを除き、通関業者の立会いを要しないこととして差し支えない。	(4) <u>統括審査官</u> は、検査を実施するに当たって、輸入者が自ら立ち会う場合で、検査の実施に支障がないと認めるときには、通関業者が立会いを求めるときを除き、通関業者の立会いを要しないこととして差し支えない。
(5) 取卸し場所における検査は、原則として、2名以上の職員で行うものとし、 <u>検査担当職員</u> に行わせることとするが、取卸し場所が、他官署、他部門又は他税関（以下この項において「他官署等」という。）に近接している場合等においては、事前に他官署等と協議を行った上、他官署等の職員に検査を依頼することができることとする。この場合において、輸入申告書等一件書類については、その写し1部を提出させ、当該写しを封かんの上、通関業者に託し検査担当職員に手交させることとする。	(5) 取卸し場所における検査は、原則として、2名以上の職員で行うものとし、 <u>輸入申告書受理部門の職員</u> に行わせることとするが、取卸し場所が、他官署、他部門又は他税関（以下この項において「他官署等」という。）に近接している場合等においては、事前に他官署等と協議を行った上、他官署等の職員に検査を依頼することができることとする。この場合において、輸入申告書等一件書類については、その写し1部を提出させ、当該写しを封かんの上、通関業者に託し検査担当職員に手交させることとする。
(6) (省略)	(6) (同左)
(7) コンテナー貨物の検査に係る見本採取及び輸入貨物の数量の確認については、それぞれ後記 67-3-13 及び 67-3-14 により取り扱うこととする。	(7) コンテナー貨物の検査に係る見本採取及び輸入貨物の数量の確認については、それぞれ後記 67-3-13 <u>(検査における見本の採取)</u> 及び 67-3-14 <u>(輸入貨物の数量の確認)</u> により取り扱うこととする。
(検査における見本の採取)	(検査における見本の採取)
67-3-13 検査における見本の採取については、次による。	67-3-13 検査における見本の採取については、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 見本採取に際しては、次の点に留意する。</p> <p>イ 見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、<u>検査担当職員</u>又は保税取締部門の職員が行うものとするが、前記67-3-11の(4)のロの場合には、倉主等に見本採取を行うことを求めて差し支えない。</p> <p>ロ 見本採取に<u>当たっては</u>、対象貨物の全体を代表できるように適正な見本を選定する。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(3) 見本確認のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。</p> <p>なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に<u>当たって貨物の性状からみて</u>、特に必要があると認めるものについては、次に定める分析用見本の採取に準ずる。</p> <p>(4) 分析見本の採取については、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ ドラム詰、石油かん詰等の液状貨物については、全体が均質となつてない場合があるので、振とう、かくはんを十分<u>行った上で</u>見本を採取する。</p> <p>ハ 上記イ又はロに該当する見本の採取に<u>当たっては</u>、別段の定めがあ</p>	<p>(2) 見本採取に際しては、次の点に留意する。</p> <p>イ 見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、<u>審査担当職員</u>又は保税取締部門の職員が行うものとするが、前記67-3-11の(4)のロの場合には、倉主等に見本採取を行うことを求めて差し支えない。</p> <p>ロ 見本採取に<u>当たっては</u>、対象貨物の全体を代表できるように適正な見本を選定する。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(3) 見本確認のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。</p> <p>なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に<u>当たって貨物の性状からみて</u>、特に必要があると認めるものについては、次に定める分析用見本の採取に準ずる。</p> <p>(4) 分析見本の採取については、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ ドラム詰、石油かん詰等の液状貨物については、全体が均質となつてない場合があるので、振とう、かくはんを十分<u>行ったうえ</u>見本を採取する。</p> <p>ハ 上記イ又はロに該当する見本の採取に<u>当たっては</u>、別段の定めがあ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>るものを除き、原則として2梱包以上から見本を採取する。ただし、かん詰、びん詰等で内容がすべて均一とみられるものについては、1梱包から見本を採取して差し支えない。</p> <p>ニ タンク蔵置貨物（石油、糖みつ等）については、貨物の注入後その安定を<u>待って</u>、上、中、下の3層（液深に応じ2層又は5層に増減して差し支えない。）から各層ごとに見本を採取する。タンカー等において見本を採取するときも、これに準ずる。</p> <p>ホ及びヘ（省略）</p> <p>ト 貨物全体から見本を採取することができる自動見本採取機が設置されているときは、その自動見本採取機によつて見本を採取して差し支えない。</p> <p>チ 採取した見本を収容する容器は、見本との間に反応を起きない材質のもので、かつ、湿度、光線等により見本の特性を変化させないものを選択し、採取に当たつては、容器を十分に洗浄し、乾燥し、必要に応じ共洗いし、密栓をして採取した見本の品質保全に留意する。</p> <p>リ 見本採取に<u>当たつて</u>の採取器具は、採取する見本に適したものを使用する。</p> <p>ヌ 引火性又は<u>腐食性</u>の強い貨物、毒物、劇物その他危険貨物の見本採取に<u>当たつて</u>は、その貨物の特性を十分に理解した上、慎重に見本採取を行うとともに、採取した見本を収容した容器には危険貨物である旨を表示、保管場所に留意する等<u>事後</u>の事故防止に努める。</p>	<p>るものを除き、原則として2梱包以上から見本を採取する。ただし、かん詰、びん詰等で内容がすべて均一とみられるものについては、1梱包から見本を採取して差し支えない。</p> <p>ニ タンク蔵置貨物（石油、糖みつ等）については、貨物の注入後その安定を<u>まつて</u>、上、中、下の3層（液深に応じ2層又は5層に増減して差し支えない。）から各層ごとに見本を採取する。タンカー等において見本を採取するときも、これに準ずる。</p> <p>ホ及びヘ（同左）</p> <p>ト 貨物全体から見本を採取することができる自動見本採取機が設置されているときは、その自動見本採取機によつて見本を採取して差し支えない。</p> <p>チ 採取した見本を収容する容器は、見本との間に反応を起きない材質のもので、かつ、湿度、光線等により見本の特性を変化させないものを選択し、採取に<u>当たつて</u>は、容器を十分に洗浄し、乾燥し、必要に応じ共洗いし、密栓をして採取した見本の品質保全に留意する。</p> <p>リ 見本採取に<u>当たつて</u>の採取器具は、採取する見本に適したものを使用する。</p> <p>ヌ 引火性又は<u>腐しよく</u>性の強い貨物、毒物、劇物その他危険貨物の見本採取に<u>当たつて</u>は、その貨物の特性を十分に理解した上、慎重に見本採取を行うとともに、採取した見本を収容した容器には危険貨物である旨を表示、保管場所に留意する等<u>じ</u>後の事故防止に努める。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(5) (省略)</p> <p>(6) 採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。</p> <p>イ 見本採取票を作成していない場合</p> <p>(イ) 貨物の検査指定の際に見本を返却しないことが明白であるときは、<u>検査指定者が</u>検査指定票の余白にその旨記入しておく。</p> <p>(ロ) 検査の結果、見本を返却しないこととなつたときは、<u>検査担当職員</u>は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を倉主等に提出させるとともに、その旨を<u>検査指定者</u>に報告する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(当事者分析)</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第 62 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号（総合保税地域の許可）に<u>掲げる</u>作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）</p>	<p>(5) (同左)</p> <p>(6) 採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。</p> <p>イ 見本採取票を作成していない場合</p> <p>(イ) 貨物の検査指定の際に見本を返却しないことが明白であるときは、<u>受理担当審査官</u>が検査指定票の余白にその旨記入しておく。</p> <p>(ロ) 検査の結果、見本を返却しないこととなつたときは、<u>審査担当職員</u>は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を倉主等に提出させるとともに、その旨を<u>受理担当審査官</u>に報告する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(当事者分析)</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第 62 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号（総合保税地域の許可）に<u>掲げる</u>作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、<u>以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) 当事者分析の成績の通関審査等への採用 下記(2)又は(3)に定めるところにより承認を受けた当事者が、輸出入申告書等を提出する際に当該承認に係る分析成績書を提出したときは、下記(6)のロの(イ)及び(ロ)に定める場合を除き、当該成績により通関審査等を行うこととする（以下この項において、当事者分析の成績により通関審査等を行うことを「当事者分析成績の採用」という。）。</p> <p>(2) 当事者分析成績の採用に係る承認申請手続等 イ 承認の申請 (イ) 当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に「当事者分析成績採用申請書（新規）」（C-5570）に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。<u>以下この項において、これらの書類等を「新規申請書」という。）を添付させ、輸出入貨物等が置かれている保</u></p>	<p>が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、<u>次により取り扱い、もって当該通関審査等の事務の合理化及び当事者の利便に資することとする。</u></p> <p>(1) 当事者分析の成績の通関審査等への採用 下記(2)又は(3)に定めるところにより承認を受けた当事者が、輸出入申告書等を提出する際に当該承認に係る分析成績書を提出したときは、下記(6)のロの(イ)及び(ロ)に定める場合を除き、当該成績により通関審査等を行うこととする（以下この項において、当事者分析の成績により通関審査等を行うことを「当事者分析成績の採用」という。）。</p> <p>(2) 当事者分析成績の採用の承認申請手続等 イ 承認の申請 (イ) 当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に「当事者分析成績採用申請書（新規）」（C-5570）に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。）を添付させて（以下この項において、これらの書類等を「新規申請書」という。）輸出入申告書等を提出しよ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「<u>蔵置官署</u>」という。）が所属する税関（以下この項において「<u>蔵置税関</u>」という。）の業務部長（沖縄地区税関にあっては、業務・調査担当次長をいう。以下この項において同じ。）宛てに3部（<u>蔵置税関</u>の分析担当部門用、<u>蔵置税関</u>の本関の通関審査等担当部門（口の（イ）に規定する通関審査等担当部門をいう。以下（ロ）及び（ハ）において同じ。）用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせるものとする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の場合において、<u>蔵置官署</u>が支署又は出張所（以下この項において「<u>署所</u>」という。）であるときは、当該署所を経由して提出させることとし、その提出部数は上記(イ)の部数に1（<u>蔵置税関</u>の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数とする。</p> <p>(ハ) <u>蔵置官署</u>が本関及び当該<u>蔵置税関</u>に属する一以上の署所の場合又は<u>一の蔵置税関</u>に所属する二以上の署所の場合には、上記(イ)の部数に<u>蔵置官署</u>の数（<u>蔵置官署</u>に本関が含まれる場合には、1を減ずる。）（<u>蔵置税関</u>の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数の新規申請書を本関に（<u>蔵置官署</u>に本関が含まれない場合には、<u>いずれかの蔵置官署</u>を経由して）提出することにより、一括して承認の申請を行わせることができるものとする。</p> <p>(ニ) <u>輸出入申告書等</u>を提出しようとする税関官署（以下この項において「<u>申告官署</u>」という。）が蔵置官署と異なる場合における新規申</p>	<p>うとする税関（以下この項において「<u>通関税関</u>」という。）の<u>所管部長</u>（当該<u>通関審査</u>等の事務を所管する部の部長をいう。）あてに3部（<u>本関</u>の分析担当部門用、<u>本関</u>の<u>通関審査</u>等担当部門用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせなければならない。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の場合において、<u>通関税関</u>が支署又は出張所（以下この項において「<u>署所</u>」という。）であるときは、当該署所を経由して提出することとし、その提出部数は上記(イ)の部数に1（<u>署所</u>の<u>通関審査</u>等担当部門用）を加えた部数とする。</p> <p>(ハ) <u>通関税関</u>が本関及び当該本関に属する<u>一若しくは二以上</u>の署所の場合又は<u>一の本関</u>に属する<u>二以上</u>の署所の場合には、上記(イ)の部数に<u>通関税関</u>の数（<u>通関税関</u>中に本関が含まれる場合には、1を減ずる。）（署所の<u>通関審査</u>等担当部門用）を加えた部数の新規申請書を本関に（<u>通関税関</u>中に本関が含まれないときは、<u>いずれかの通關税關</u>を経由して）提出することにより、一括して承認の申請を行わせることができるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規定する部数に、当該蔵置官署と異なる当該申告官署の数（当該申告官署に蔵置税関の本関が含まれる場合には、1を減ずる。）を加えた部数とする。</p> <p>(イ) 保税工場、総合保税地域又は承認工場（以下この項において「保税工場等」という。）がその作業（保税工場については保税作業を、総合保税地域については法第62条の8第1項第1号及び第2号に掲げる作業を、承認工場については製造作業をいい、以下この項において「保税作業等」という。）に使用する貨物であって、当該貨物に係る<u>蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ</u>（以下この項において「<u>蔵入れ等</u>」といふ。）又は輸入を当該保税工場等以外の者に委託しているものについての上記(イ)の承認の申請は、当該保税工場等の責任者の名を<u>もつて</u>行うことができるものとする。この場合において、当該貨物に係る<u>蔵入れ等</u>又は輸入を複数の者に委託しているときは、上記(イ)の承認申請は、一括して行わせて差し支えない。</p> <p>(ハ) 保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であって、自ら又は第三者に委託して<u>蔵入れ等</u>又は輸入しようとするものにつき上記(イ)の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記(イ)の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行うことを認めて差し支えない。</p> <p>この場合における申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規</p>	<p>(イ) 保税工場、総合保税地域又は承認工場（以下この項において「保税工場等」という。）がその作業（保税工場については保税作業を、総合保税地域については法<u>62条の8</u>第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業を、承認工場については製造作業をいう。）（以下この項において「保税作業等」という。）に使用する貨物であって、当該貨物に係る<u>蔵（移・総保）入れ</u>又は輸入を当該保税工場等以外の者に委託しているものについての上記(イ)の承認の申請は、当該保税工場等の責任者の名を<u>もつて</u>行うことができるものとする。この場合において、当該貨物に係る<u>蔵（移・総保）入れ</u>又は輸入を複数の者に委託しているときは、上記(イ)の承認申請は、一括して行わせて差し支えない。</p> <p>(ハ) 保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であって、自ら又は第三者に委託して<u>蔵（移・総保）入れ</u>又は輸入しようとするものにつき上記(イ)の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記(イ)の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行うことを認め差し支えない。</p> <p>この場合における申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
定する部数に、 <u>1（蔵置官署の保税取締部門用）</u> を加えた部数とし、 <u>蔵置税関の業務部長宛てに提出させるものとする。</u>	定する部数に、 <u>同(イ)に該当するときは1（本関の保税取締部門用）、同(ロ)に該当するときは2（本関及び通関税関の保税取締部門用）、同(ハ)に該当するときは通関税関の数（通関税関中に本関が含まれないときは、1を加える。）（本関及びその他の通関税関の保税取締部門用）をそれぞれ加えた部数とし、業務部長<u>あてに提出すること</u>を求めるものとする。</u>
ロ 申請の審査	ロ 申請の審査
(イ) 新規申請書が提出された場合には、 <u>蔵置官署</u> が署所であるときは、当該署所の意見をも考慮の上、当該申請書記載事項のうち分析技術に関する事項については <u>蔵置税関の分析担当部門</u> が、その他の事項については <u>蔵置税関の当該申請に係る通関審査等の事務を担当する部門</u> （以下この項において「通関審査等担当部門」という。）が、それぞれ審査を行う。	(イ) 新規申請書が提出された場合には、 <u>通関税関</u> が署所であるときは、当該署所の意見をも考慮の上、当該申請書記載事項のうち分析技術に関する事項については分析担当部門が、その他の事項については当該申請に係る通関審査等の事務を担当する部門（以下この項において「通関審査等担当部門」という。）が、それぞれ審査を行う。
(ロ) 上記(イ)の審査に当たっては、 <u>統括分析官又は特別分析官</u> （これらが置かれていらない税関にあつては分析担当統括審査官）は、当該申請に係る分析を行う施設を実際に調査するものとする。ただし、特に支障がないと認められるときは、この調査を分析官その他適當と認められる職員に代行させ若しくは委嘱し、又は省略することができる。	(ロ) 上記(イ)の審査に当たっては、 <u>統括分析官（統括分析官が置かれていらない税関にあつては、分析官。以下この項において同じ。）</u> は、当該申請に係る分析を行う施設を実際に調査するものとする。ただし、特に支障がないと認められるときは、この調査を分析官その他適當と認められる職員に代行させ若しくは委嘱し、又は省略することができる。
ハ 申請の承認	ハ 申請の承認
(イ) 審査の結果、申請が次に掲げる要件の <u>全て</u> を満たすと認められる	(イ) 審査の結果、申請が次に掲げる要件の <u>すべて</u> を満たしていると認

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ときは、これを承認するものとする。</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 申請に係る貨物が長期にわたり継続的に通関審査等の対象となることが見込まれること。</p> <p>iii 申請に係る貨物の性質、分析方法等からみて、その<u>見本</u>の輸送、分析等に長期間を要する場合等で、当事者分析成績の採用が通関審査等の迅速化に有効であると認められること。</p> <p>iv 及び v (省略)</p> <p>(ロ) 申請を承認したときは、新規申請書のうち1部を承認書として申請者に交付し、<u>蔵置税関の分析担当部門及び本関の通関審査等担当部門においてそれぞれ保管するとともに、蔵置官署に署所が含まれる場合には、当該署所に各1部を送付する。なお、上記イの(ニ)に該当する場合には、申告官署に1部（申告官署が複数である場合には、各申告官署に1部）を送付する。また、上記イの(ヘ)に該当する場合には、蔵置官署の保税取締部門に1部を送付する。</u></p> <p>(ハ) 承認書の有効期限は、原則として、申請を承認した日（下記(3)のイの規定に基づく承認の更新が申請され、同ハの規定により当該更</p>	<p><u>めた</u>ときは、これを承認するものとする。<u>ただし、審査時においてはこれらの要件を満たしていない場合であつても、分析設備の改善、分析方法の変更又は申請書の記載事項の修正等によりこれらの要件を満たすことができ、申請者が必要な改善等を申し出ているときは、その改善等をまつて申請を承認することができる。</u></p> <p>i (同左)</p> <p>ii 申請に係る貨物が長期にわたり継続的に通関審査等の対象となること。</p> <p>iii 申請に係る貨物の性質、分析方法等からみて、その<u>試料</u>の輸送、分析等に長期間を要する場合等で、当事者分析成績の採用が通関審査等の迅速化に有効であると認められること。</p> <p>iv 及び v (同左)</p> <p>(ロ) 申請を承認したときは、新規申請書のうち1部を承認書として申請者に交付し、<u>通関税關中に署所が含まれるときは、当該署所に各1部（上記イの(ホ)に該当するときは各2部）を送付し、他を本關の分析担当部門及び通關審査等担当部門においてそれぞれ保管する。</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>新を承認したときは、当該更新を承認した日）の翌日から起算して3年を経過する日までの期間とする。ただし、承認期間の始期について、合理的と認められる範囲において、申請を承認した日の翌日以外の日とすることを妨げない。</p> <p>(3) 承認の更新及び申請書記載事項の変更の申請</p> <p>イ 承認の更新の申請</p> <p>上記(2)のハの(ハ)に規定する承認書の有効期限が到来した場合において、当該承認を受けた者が当該承認に係る分析成績の採用の継続を希望し、かつ、申請書記載事項（下記ロにより申請書記載事項の変更の承認を受けたときは、当該変更の承認後の記載事項）に変更がない場合には、当該承認を受けた者に「当事者分析成績採用申請書（更新）」（C-5570）により、承認の更新の申請を行わせるものとする。</p> <p>ロ 申請書記載事項の変更の申請</p> <p>上記(2)により承認を受けた「当事者分析成績採用申請書」（C-5570）の記載事項（変更の承認を受けた記載事項がある場合は、当該変更の承認を受けた記載事項を含む。）に変更が生じたときは、当該承認を受けた者に、遅滞なく「当事者分析成績採用申請書（変更）」（C-5570）により、変更の申請を行わせるものとする。ただし、変更が生じた事項が次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定めるとおりとする。</p>	<p>(3) 承認の更新及び申請書記載事項の変更の申請</p> <p>イ 承認の更新の申請</p> <p>上記(2)により申請が承認された後又はこの号の規定により更新が承認された後3年を経過し、かつ、申請書記載事項（下記ロにより申請書記載事項の変更の承認を受けたときは、当該変更の承認後の記載事項）に変更がない場合において、当該承認に係る分析成績の採用の継続を希望するときは、当該承認を受けた者に「当事者分析成績採用申請書（更新）」（C-5570）により、承認の更新の申請を行わせなければならない。</p> <p>ロ 申請書記載事項の変更の申請</p> <p>(イ) 上記(2)により承認を受けた「当事者分析成績採用申請書」（C-5570）の記載事項（この号の規定によりその変更の承認を受けた事項を含む。）に変更があった場合には、当該承認を受けた者に、遅滞なく「当事者分析成績採用申請書（変更）」（C-5570）により、変更の申請を行わなければならない。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(イ) <u>変更が生じた事項が分析貨物の品名、分析項目又は分析施設であり、かつ、申請内容の同一性が失われると認められる重要な事項である場合は、上記(イ)にかかわらず、当事者に下記(7)のイの(イ)の並の届出をさせるとともに、改めて上記(2)により新規申請書を提出させるものとする。</u></p>	<p>(ロ) <u>上記(イ)の場合において、変更に係る事項が「当事者分析成績採用申請書」の(3)、(4)又は(6)に掲げる事項（分析貨物の品名、分析項目又は分析施設）である場合のうち、当該事項の変更により申請内容の同一性が失われると認められる重要な事項である場合には、当事者に下記(7)のイの(イ)の規定による届出をさせるとともに、改めて上記(2)により新規申請書を提出することにより承認を申請させなければならない。</u></p>
<p>(ロ) <u>変更が生じた事項が分析施設の名称等軽微なものである場合は、上記(イ)にかかわらず、当該変更が生じた事項を書面により届出させることにより処理して差し支えない。</u></p>	<p>(ハ) <u>変更に係る事項が分析施設の名称である場合等軽微なものである場合には、届出書を提出させることにより処理して差し支えない。</u></p>
<p>ハ 申請の手続等 上記イ及びロの申請の手続及び承認等については、上記(2)に定めるところに準ずるものとする。</p>	<p>ハ 申請の手続等 上記イ及びロの申請の手続及び承認等については、上記(2)に定めるところに準ずるものとする。</p>
<p>(4) 当事者分析に係る貨物の見本の採取及び保管等 イ 見本の採取 当事者分析に係る貨物の見本の採取は、上記 67-3-13 に定める</p>	<p>ただし、上記ロの変更の申請の場合において、当該変更が通関税関の追加又は一部取消しに係るものであるときは、申請書の提出部数は、当該追加又は取消しに係る通関税関の数に 3（当該追加又は取消しに係る通関税関の中に本関が含まれているときは、2）を加えた部数として差し支えない。</p>
	<p>(4) 当事者分析に係る貨物の見本の採取及び保管等 イ 見本の採取 当事者分析に係る貨物の見本の採取は、上記 67-3-13（検査に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。この場合において、当事者に見本の採取を行わせるときは、<u>申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は</u>、採取方法その他必要な事項の指示を行うものとする。</p>	<p><u>における見本の採取</u>に定める方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。この場合において、当事者に見本の採取を行わせるときは、採取方法その他必要な事項の指示を行うものとする。</p>
<p>口 見本の保管等</p> <p>採取した見本は、これを二分してその一を当事者分析に供し、他の一を<u>蔵置官署の通関審査等担当部門において一定の期間保管する</u>ものとする。ただし、当該見本の性質上、当該<u>通関審査等担当部門に保管</u>することが適当でないと認めるときは、これに<u>封印、ラベルの貼付等、通關審査等担当部門において保存すべき見本と当事者が保管する見本との同一性の確保</u>その他必要な措置を講じた上で、当事者に保管させることができるものとする。</p>	<p>口 見本の保管等</p> <p>採取した見本は、これを二分してその一を当事者分析に供し、他の一を<u>通關稅關の通關審査等担当部門において一定の期間保管する</u>ものとする。ただし、当該見本の性質上、当該担当部門に保管することが適当でないと認めるときは、これに<u>封印及びラベルの貼付等</u>後に<u>における対査上必要な措置を施し</u>、当事者に保管させができるものとする。</p>
<p>(5) 分析成績書の記載事項等</p> <p>上記(1)により提出する分析成績書には、分析成績のほか、次の事項を記載させるとともに、<u>分析責任者に記名及び押印させるものとする</u>。</p> <p>当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を<u>確認するため必要な事項</u>（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）</p>	<p>(5) 分析成績書の記載事項等</p> <p>上記(1)の規定により提出する分析成績書は、分析成績のほか、次の事項を記載し、<u>分析責任者が記名なつ印したものでなければならない</u>。</p> <p>当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名（及び銘柄）その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を<u>証するのに必要と認められる事項</u>（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）</p>
<p>(6) 税關における見本の分析</p> <p>イ 税關における見本の分析</p>	<p>(6) 税關における見本の分析</p> <p>イ 税關における見本の分析</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>通関審査等に採用する当事者分析の成績の適正を確保するため、<u>申告官署の通関審査等担当部門は、通関審査等に際し、次の措置をとるものとする。なお、申告官署と蔵置官署が異なる場合においては、申告官署の通関審査等担当部門は、蔵置官署の通関審査等担当部門と連携して対応するものとする。</u></p> <p>(イ) 任意抽出による分析等</p> <p>当事者分析に係る輸出入申告書等を任意に抽出して、次の<i>i</i>又は<i>ii</i>のいずれかの措置をとるものとし、その抽出率はおおむね 10%を目途とするものとする。</p> <p>i <u>蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本の分析を行う。</u></p> <p>ii <u>蔵置税関の分析担当部門と協議して必要と認める場合には、原則として、蔵置税関の分析担当部門の職員を当事者による分析に立ち会わせるものとする。</u></p> <p>(ロ) 必須的分析</p> <p>提出された分析成績書に表示された分析成績が次の<i>i</i>又は<i>ii</i>のいずれかに該当するときは、<u>蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本の分析を行う。ただし、蔵置税関の分析担当部門と協議して適當と認める場合には、当事者の分析施設において、原則として蔵置税関の分析担当部門の職員の立会いの下で分析を行わせて差し支えない。</u></p>	<p>通関審査等に採用する当事者分析の成績の適正を確保するため、<u>通関税関の通関審査等担当部門は、通関審査等に際し、次のような措置をとるものとする。</u></p> <p>(イ) 任意抽出による分析等</p> <p>当事者分析に係る輸出入申告書等を任意に抽出して、<u>適宜次のいずれかの措置をとるものとし、その抽出率はおおむね 10%を目途とするものとする。</u></p> <p>i <u>分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本(通関審査等担当部門で保管すべきもの)の分析を行う。</u></p> <p>ii <u>分析担当部門と協議して適當と認めた場合には、いずれかの部門の職員を当事者分析に立ち会わせる。</u></p> <p>(ロ) 必須的分析</p> <p>提出された分析成績書に表示された分析成績が<u>次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本(通関審査等担当部門で保管すべきもの)の分析を行う。ただし、分析担当部門と協議して適當と認めた場合には、当事者の分析施設において税関職員の立会いの下で分析を行わせて差し支えない。</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
i 関税等の賦課上、異なる税率が適用され又は異なる取扱いを受けることとなる境界値に近接し、税関が定める一定の範囲内にあるとき。	i 関税等の賦課上、異なる税率が適用され又は異なる取扱いを受けることとなる境界値に近接し、税関が定める一定の範囲内にある場合
ii <u>申告官署若しくは蔵置官署の通関審査等担当部門又は蔵置税関の分析担当部門が異常であると認める成績であるとき。</u>	ii 通関審査等担当部門又は分析担当部門が異常であると認める成績である場合
(ロ) 当事者分析成績と税関分析成績とが一致しなかつた場合の取扱い 上記イの(i)又は(ロ)により税関が行った分析（上記イの(ロ)ただし書による分析を含む。以下この項において「税関分析」という。）の成績と当事者分析の成績との間に差がある場合には、次により処理するほか、当該差が一般的に生じ得る誤差として許容しうる範囲（以下この項において「許容誤差」という。）を超える場合には、 <u>申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は、必要に応じ、蔵置税関の分析担当部門と連携し、当事者に適切な指導を行うものとする。</u>	(ロ) 当事者分析成績と税関分析成績とが一致しなかつた場合の取扱い 上記イの(i)又は(ロ)により税関が行った分析（上記イの(ロ)ただし書による立会い分析を含む。以下この項において「税関分析」という。）の成績と当事者分析の成績との間に差がある場合には、次により処理するほか、当該差が一般的に生じ得る誤差として許容しうる範囲（以下この項において「許容誤差」という。）を超える場合には当事者に適切な指導を行うものとする。
(イ) 及び(ロ) (省略)	(イ) 及び(ロ) (同左)
(7) 承認の失効等	(7) 承認の消滅
イ 承認の失効、取消し及び一時停止 <u>上記(2)又は(3)の承認は、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するに至ったときはその効力を失う。</u>	イ 承認の消滅、取消し及び一時停止 <u>次に掲げる場合には、上記(2)又は(3)の承認は消滅するものとする。</u>
(イ) 当事者から、上記の承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなつた旨の届出があつたとき。 なお、次のiからⅲまでのいずれかに該当することとなつたとき	(イ) 当事者から、上記の承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなつた旨の届出があつたとき。 なお、次に掲げるいずれかの場合に該当することとなつたとき

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>は、当事者に<u>承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなつた旨を届出させるものとする。</u></p> <p>i 当事者が承認に係る当事者分析を行わなくなつたとき。</p> <p>ii 当事者が承認に係る輸出入申告書等を提出する予定がなくなつたとき。</p> <p>iii 上記(3)のロの(i)に該当することとなったとき。</p> <p>(ロ) 上記(2)又は(3)の承認後3年を経過し、かつ、上記(3)のイの更新の申請が行われなかつたとき。</p> <p>(ハ) 下記ロの規定により、承認を取り消したとき。</p> <p>ロ 承認の取消し</p> <p>次の(i)から(ホ)までのいずれかに該当するに至つたときは、上記(2)又は(3)の承認を取り消すものとする。</p> <p>(イ) 承認に係る分析が通関審査等において必要でなくなつたとき。</p> <p>(ロ) 上記イの(i)の i からⅲまでに該当することとなりましたにかかわらず、承認を受けた者からその旨の届出がなかつたとき。</p> <p>(ハ) 上記(3)のロに定めるところにより、変更の申請をすべき事由が生じたにかかわらず、相当の期間内に当該申請が行われなかつたとき。</p> <p>(ニ) 上記(6)の税関分析の結果等を考慮し、承認に係る分析成績を通関審査等に採用することが適当でないと認められるとき。</p>	<p>は、当事者に<u>上記届出を行わせることとする。</u></p> <p>i 当事者が承認に係る当事者分析を行わなくなつた場合</p> <p>ii 当事者が承認に係る輸出入申告書等を提出する予定がなくなつた場合</p> <p>iii 上記(3)のロの(ロ)に該当する場合</p> <p>(ロ) 上記(2)のハ又は(3)のイの承認後3年を経過し、かつ、上記(3)のイの更新の申請が行われなかつたとき。</p> <p>ロ 承認の取消し</p> <p>次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、上記(2)及び(3)の承認は取り消すものとする。</p> <p>(イ) 承認に係る分析が通関審査等において必要でなくなつた場合</p> <p>(ロ) 上記イの(i)の i からⅲまでに掲げる場合であつて、承認を受けた者からその旨の届出がなかつた場合</p> <p>(ハ) 上記(3)のロに定めるところにより、変更の申請をすべき事由が生じたにかかわらず、相当の期間内に当該申請が行われなかつた場合</p> <p>(ニ) 上記(6)の税関分析の結果等を考慮し、承認に係る分析成績を通関審査等に採用することが適当でないと認められる場合</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(ホ) その他上記(2)のハの(イ)のi～vに規定する要件が満たされなく なったとき。	(ホ) その他上記(2)のハの(イ)に定める承認の要件が満たされなくなつ た場合
ハ 承認の一時停止  上記口の(ニ)又は(ホ)に該当する場合において、承認を受けた者がこ れに該当しないこととなるために必要な措置を講ずる旨を申し出、か つ、当該必要な措置が相当の期間内に行われることが確実であると認 められるときは、上記口にかかわらず、当該必要な措置が講じられる までの間、承認の効力を一時停止するものとする。	ハ 承認の一時停止  上記口の(ニ)又は(ホ)に掲げる場合に該当する場合において、承認を 受けた者が必要な改善を申し出ており、当該改善が相当の期間内に行 われることが確実であると認められるときは、上記口にかかわらず、 承認の取消しを行わず当該改善が行われるまでの間、承認の効力を一 時停止するものとする。
ニ 取消し等の通知  承認を取り消し、又は承認の効力を一時停止し、若しくはその一時 停止を解除するときは、その理由を付して、当該承認を受けた者に書 面により通知するものとする。ただし、承認の一時停止を解除する ときは理由を付すことを要しない。	ニ 取消し等の通知  承認を取り消し、又は承認の効力を一時停止し、若しくはその一時 停止を解除するときは、適宜の様式により、かつ承認の効力の一時停 止の解除の場合を除き、その理由を付して、当該承認を受けた者に通 知する。
(8) 承認に係る通報及び報告  イ 新たな承認についての情報  蔵置税関の分析担当部門は、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合には、そ れぞれに定める書類を速やかに関税局（業務課）、関税中央分析所及 び他の税関（分析担当部門）に送付するものとする。 (イ) (省略) (ロ) (6)のイの(ロ)のiの規定により税関分析を行うべき範囲、(6)のロ の許容誤差の範囲等について定めた場合には、それらの規定	(8) 承認に係る通報及び報告  イ 新たな承認についての情報  次に掲げる場合には、それぞれに定める書類を速やかに関税局（業 務課）、関税中央分析所及び他の税関（分析担当部門）に送付するも のとする。 (イ) (同左) (ロ) (6)のイの(ロ)のiの規定により税関分析を行うべき範囲、(6)のロ の(ロ)の許容誤差の範囲等について定めた場合には、それらの規定

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>口 関税局への報告</p> <p><u>蔵置税関の分析担当部門は、</u>上記(2)及び(3)の承認等の状況及び上記(6)の税関分析の状況等について、毎年1回1月から12月までの実績を集計して関税局（業務課）に報告するものとする。</p>	<p>口 関税局への報告</p> <p>上記(2)及び(3)の承認等の状況及び上記(6)の税関分析の状況等について、毎年1回1月から12月までの実績を集計して関税局（業務課）に報告するものとする。</p>
<p>ハ 通報等の方法</p> <p>上記イの通報及びロの報告は、<u>蔵置税関の</u>業務部長の事務連絡により行うものとする。</p> <p>(9) その他</p> <p>この通達の運用上必要な事項は、税関長が定めるものとする。</p>	<p>ハ 通報等の方法</p> <p>上記イの通報及びロの報告は、業務部長の事務連絡により行うものとする。</p> <p>(9) その他</p> <p>イ <u>この通達の実施前に上記(2)又は(3)に定める手続と同様の手続により行った当事者分析成績の採用に係る承認は、上記(2)又は(3)による承認と見なすものとする。</u></p>
<p>(輸入貨物の本船扱い)</p> <p>67の2-3-1 令<u>第59条の5第1項第1号</u>に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 他の貨物と同一船船倉内に混載（これらの貨物が明確に区画されている場合を除く。）されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のこと。</p>	<p>(輸入貨物の本船扱い)</p> <p>67の2-3-1 令<u>第59条の4第1項第1号</u>に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 他の貨物と同一船船倉内に混載（これらの貨物が明確に区画されている場合を除く。）されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のこと。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、承認申請時には混載されている場合<u>であっても</u>、検査時までに他の貨物が前卸しされる等混載でなくなることが確実である場合には、混載されていないものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適当と認めたもの</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物であること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(輸入貨物のふ中扱い)</p> <p>67の2-3-2 令第59条の5第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適当と認められる場合であ</p>	<p>なお、承認申請時には混載されている場合<u>であっても</u>、検査時までに他の貨物が前卸しされる等混載でなくなることが確実である場合には、混載されていないものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適当と認めたもの</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物<u>（以下この項において「無税品」という。）</u>であること。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(輸入貨物のふ中扱い)</p> <p>67の2-3-2 令第59条の4第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適当と認められる場合であ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 上記(イ)及び(ロ)以外の均質かつ大量の貨物又は巨大重量物<u>であつて</u>、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当であると税関長が認めたもの</p>	<p>ること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 上記(イ)及び(ロ)以外の均質かつ大量の貨物又は巨大重量物<u>であつて</u>、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当であると税関長が認めたもの<u>(この場合において、当該貨物が初めてふ中扱いを承認したものであるときは、その都度本省及び他税関に当該承認を行つた理由を付して通報するものとする。)</u></p>
<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2-3-3 令第59条の6第1項第2号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2-3-3 令第59条の4第1項第4号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(輸入貨物の本船扱い等の承認申請)</p> <p>67の2-3-4 令第59条の5第2項に規定する本船扱い、ふ中扱い又は令第59条の6第2項に規定する搬入前申告扱いの承認申請は、<u>当該承認申請に係る輸入申告を行おうとする税関官署に「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C-5250) 2通</u> (原本、承認書用) を輸入者が異なるごとに提出することにより行い、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に</p>	<p>(輸入貨物の本船扱い等の承認申請)</p> <p>67の2-3-4 令第59条の4第2項に規定する本船扱い、ふ中扱い又は搬入前申告扱いの承認申請は、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C-5250) 2通 (原本、承認書用) を輸入者が異なるごとに提出することにより行い、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ごとに提出することにより行い、承認したときは、うち 1 通に承認印を押印して申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付するものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第 15 条第 1 項による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項による積荷に関する事項の書面が税関に提出される以前に行うよう指導する。</p> <p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出することを求め、その事前審査を行って差し支えない。</p>	<p>交付し、輸入申告の際これを申告書に添付するものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第 15 条第 1 項又は同条第 2 項による積荷目録が提出される以前に行うよう指導する。</p> <p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出することを求め、その事前審査を行って差し支えない。</p>
<p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p> <p>67 の 2-3-7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 4 項に定める法第 15 条第 1 項若しくは第 10 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 11 項若しくは法第 18 条第 4 項の規定による積荷に関する事項の書面が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>	<p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p> <p>67 の 2-3-7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 2 項に定める法第 15 条第 1 項若しくは第 10 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 11 項若しくは法第 18 条第 4 項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>
<p>(法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による「通知」の方法等)</p> <p>71-3-5 法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による通知は、当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から輸入者（輸入の委託者を含む。）に口頭で行うものとし、また、第 71 条第 2 項の規定による指定する「期間」は、偽った表示等の抹消若しくは訂正又は積みもどしに通常要する期間とする。なお、当該期間について特に支障がないと認められる場合には、輸入</p>	<p>(法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による「通知」の方法等)</p> <p>71-3-5 法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による通知は、口頭で行うものとし、また、第 71 条第 2 項の規定による指定する「期間」は、偽った表示等の抹消若しくは訂正又は積みもどしに通常要する期間とする。なお、当該期間について特に支障がないと認められる場合には、輸入</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する期間とする。なお、当該期間について特に支障がないと認められる場合には、輸入者（輸入の委託者を含む。）から聴取した期間として<u>差し支えない</u>。</p> <p><u>第 3 節の 2 輸入申告の特例</u></p> <p><u>(輸入申告の特例)</u></p> <p><u>67 の 19-1 法第 67 条の 19 の規定の適用を受ける輸入申告（以下「特例輸入申告」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(1) 特例輸入申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該特例輸入申告に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、次による。</u></p> <p><u>① 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸入申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下この項において同じ。）を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。</u></p> <p><u>② 蔵置官署と申告官署は、特例輸入申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。</u></p> <p><u>③ 申告官署は、蔵置官署による特例輸入申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、関税分類、数量、申告価格及び納付すべき関税等の額等に係る必要な審査を</u></p>	<p>者（輸入の委託者を含む。）から聴取した期間として<u>さしつかえない</u>。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>行い、輸入の許可等の必要な処理を行う。</p> <p>(2) <u>特例輸入申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。</u></p> <p>(3) <u>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特例輸入申告を行うことができない場合は、前記 67-3-2 の規定に準じて取り扱うものとし、「輸入（納税）申告書」(C-5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C-5025-1) の訂正・朱書きについては、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>① <u>特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物以外の貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」(C-5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C-5025-1) の標題を「特例輸入（納税）申告書」と訂正の上、上部余白に「○特」と朱書きする。</u></p> <p>② <u>特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」(C-5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C-5025-1) の標題を「特例輸入（引取）申告書」と訂正の上、上部余白に「○特簡」と朱書きする。</u></p> <p>(4) <u>特例輸入申告の撤回については、前記 7-7 の規定によるほか、次の場合を除き、原則として認めないものとする。</u></p> <p>① <u>特例輸入申告に係る貨物が輸入されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸入の許可を受ける必要がなくなった場合</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>② 令第 59 条の 21 に規定する特例輸入申告の対象とならない貨物について特例輸入申告が行われた場合</p> <p>③ 令第 92 条第 3 項に規定する貨物に係る特例輸入申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定するいざれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合</p> <p>④ 令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸入申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合</p> <p>⑤ 法第 70 条に規定する他の法令の規定により輸入場所が指定されている貨物に係る特例輸入申告が、当該指定に係る輸入場所の所在地を所轄するいざれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合</p> <p>(特例輸入申告に係る添付書類)</p> <p>67 の 19-2 特例輸入申告に係る添付書類については、前記 67-3-4 の規定により取り扱うものとする。なお、特例輸入申告を行う税関官署への当該添付書類の提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行う必要があるので留意する。</p> <p>(1) 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合</p> <p>(2) 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸入申告に係る添付書</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>類の全てを電磁的記録により提出することができない場合</p> <p>(3) <u>特例輸入申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合</u></p> <p><u>(特例輸入申告の対象とならない貨物)</u></p> <p>67 の 19-3 <u>特例輸入申告は、令第 59 条の 21 に規定する貨物については行うことができないので留意する。</u></p> <p>第 4 節 特殊輸入通関</p> <p><u>(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)</u></p> <p>67-4-18 <u>輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次のすべての条件に該当し、かつ、検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸入者等からの申し出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>輸入貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、同一都道府県に所在していること。</u></p> <p>(2) <u>輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸入申告により通関する必要があると認められること。</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(該当通知)</p> <p>69の2-2 法第69条の2第3項の規定による通知は、「輸出してはならない貨物該当通知書」(C-5600)（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書」(C-5602)）を、<u>当該通知に係る輸出貨物の検査を行った税関官署から</u>当該貨物を輸出しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2-4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(該当通知)</p> <p>69の11-2 法第69条の11第3項の規定による通知は、「輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5800)（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5802)）を、<u>当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から</u>当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》</p>	<p>第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(該当通知)</p> <p>69の2-2 法第69条の2第3項の規定による通知は、「輸出してはならない貨物該当通知書」(C-5600)（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書」(C-5602)）を当該貨物を輸出しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2-4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(該当通知)</p> <p>69の11-2 法第69条の11第3項の規定による通知は、「輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5800)（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5802)）を当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項《定義》に規定する一般信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記 2-4-1 の(3)及び 2 の 4-2 の(3)による公示送達によるものとする。</p>	<p>に規定する一般信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記 2-4-1 の(3)及び 2 の 4-2 の(3)による公示送達によるものとする。</p>
<p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69 の 3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当</p> <p>イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをしたうえ、速やかに<u>発見部門が置かれている税関官署</u>（以下この節及び次節において「発見官署」という。）の知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C-5604）（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 3-1-2 から 69 の 3-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p>	<p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69 の 3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当</p> <p>イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C-5604）（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 3-1-2 から 69 の 3-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>口 (省略)</p>	
<p>(3) 本関知的財産調査官等との協議</p> <p>上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)の口に規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ<u>発見官署が置かれている税関</u>（以下この節及び次節において「発見税関」という。）の本関知的財産調査官に（上記(1)の口の場合には、<u>発見税関の監視部</u>の知的財産担当官を経て）協議するものとする。</p>	<p>口 (同左)</p> <p>(3) 本関知的財産調査官等との協議</p> <p>上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)の口に規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に（上記(1)の口の場合には、監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。</p>
<p>(4) (省略)</p>	
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p>
<p>69の12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当</p> <p>イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをした上、速やかに<u>発見官署の知的財産調査官</u>又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼す</p>	<p>69の12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当</p> <p>イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼す</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 12-1-2 から 69 の 12-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p>	<p>る。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 12-1-2 から 69 の 12-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p>
<p>□ (省略)</p>	<p>□ (同左)</p>
<p>(3) 本関知的財産調査官等との協議</p> <p>上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ<u>発見税関</u>の本関知的財産調査官に（上記(1)のロの場合には、<u>発見税関</u>の監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(3) 本関知的財産調査官等との協議</p> <p>上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に（上記(1)のロの場合には、監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定通関業者の認定申請手続）</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、<u>通関業法第 2 条第 1 号</u>に規定する通関業務を</p>	<p>第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定通関業者の認定申請手続）</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、<u>申請者が受けている通関業の許可に係る税關</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>行う営業所の所在地を所轄する税関（以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>（認定内容の変更手続）</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) 令第69条第5項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、通関業法基本通達 <u>12-1の(2)から(4)までの規定</u>により行われることとなるので留意する。</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所</p>	<p>（以下のこの章において「所轄税関」とい、複数の税関において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>（認定内容の変更手続）</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) 令第69条第5項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、通関業法基本通達 <u>12-1の(2)から(5)までの規定</u>により行われることとなるので留意する。</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからチまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>(認定の公告)</p>	<p>(認定の公告)</p>
<p>79-6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p>	<p>79-6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて<u>同条第1項</u>に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p>	<p>(3) 法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて<u>同条第6項</u>に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p>
<p>(認定通関業者の認定の取消し)</p>	<p>(認定通関業者の認定の取消し)</p>
<p>79の5-1 法第79条の5の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>	<p>79の5-1 法第79条の5の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>
<p>(1) 法<u>第79条第3項第1号ニ又はホ</u>に該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。</p>	<p>(1) 法<u>第79条第3項第1号ニからチまで</u>に該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。</p>
<p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 9 章 雜則</p> <p>(税関官署の開庁時間外の執務を求める届出手続)</p> <p>98-1 法第 98 条第 1 項の規定による税関官署の開庁時間以外の時間における事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）に係る届出手続（以下この項において「届出手続」という。）については、次による。</p> <p>(1) 届出手続は、令第 87 条第 1 項各号の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもって行うものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもって届出をすることができる。</p> <p>(2) 届出手続は、事務に関する申告又は申請を行おうとする税関官署の担当部門に令第 87 条第 3 項に規定する事項を記載した「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C-8000）2 通（原本、交付用）を提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち 1 通に受理印を押印して申請者に交付する。</p> <p>(3) 及び(4)（省略）</p> <p>(5) 特例輸出申告又は特例輸入申告を行おうとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該輸出申告又は輸入申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における届出手続は、次</p>	<p>第 9 章 雜則</p> <p>(税関官署の開庁時間外の執務を求める届出手続)</p> <p>98-1 法第 98 条第 1 項の規定による税関官署の開庁時間以外の時間における事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）に係る届出手続については、次による。</p> <p>(1) <u>開庁時間外執務の要請の届出手続</u>は、令第 87 条第 1 項各号の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもって行うものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもって届出をすることができる。</p> <p>(2) <u>開庁時間外執務の要請の届出手続</u>は、<u>事務の執行を求める</u>とする税関官署の担当部門に令第 87 条第 3 項に規定する事項を記載した「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C-8000）2 通（原本、交付用）を提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(3) 及び(4)（同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>イ <u>届出手続は、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」(C-8000) 2通（原本、交付用）を、申告官署及び蔵置官署の開庁時間内に申告官署の担当部門に提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち 1 通に受理印を押印して申請者に交付する。</u></p> <p>ロ <u>蔵置官署に対する開庁時間外執務の要請については、その旨を記載した届出書の申告官署の担当部門への提出をもって、蔵置官署への届出があったものとみなす。</u></p> <p>ハ <u>前記イの規定による届出書の提出があった場合において、申告官署の担当部門は、蔵置官署が前記(3)のイ又はロに掲げるときに該当すると認められるときは、その理由を明らかにした上で、当該届出書を受理しないこととして差し支えない。</u></p>	
<p>(輸入自動車に係る通関証明書の発給)</p> <p>102-2 輸入自動車等に係る通関証明書の発給については、次による。</p> <p>(1) 輸入自動車については、当該自動車の輸入者からの証明交付申請に基づき、<u>当該自動車に係る輸入の許可を行った税関</u>において「自動車通関証明書」(C-8050)を発給する。</p> <p>なお、定率法第 16 条第 1 項各号の規定による免税輸入自動車で、輸入後、転売等により同項各号の用途外の用途に供されたものについては、<u>関税等を徴収する税関</u>において発給しても差し支えない。</p>	<p>(輸入自動車に係る通関証明書の発給)</p> <p>102-2 輸入自動車等に係る通関証明書の発給については、次による。</p> <p>(1) 輸入自動車については、当該自動車の輸入者からの証明交付申請に基づき、<u>輸入地を管轄する税関</u>において「自動車通関証明書」(C-8050)を発給する。</p> <p>なお、定率法第 16 条第 1 項各号 <u>《外交官用貨物等の免税》</u> の規定による免税輸入自動車で、輸入後、転売等により同項各号の用途外の用途に供されたものについては、<u>関税等を徴収する税関</u>において発給し</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 譲受自動車については、当該自動車の譲受者からの証明交付申請に基づき、<u>当該自動車に係る輸入の許可を行った税関</u>において「自動車通関証明書」（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲受申告書等の様式を定める省令（昭和 33 年大蔵省令第 19 号）別紙三の様式）を発給する。</p> <p>(3) 法第 84 条及び第 88 条の規定により収容又は留置等がなされた自動車について公売又は売却が行われ、その落札者等から当該自動車について証明の交付申請が<u>あった場合</u>には、当該公売又は売却を行った税関において「自動車通関証明書」を発給する。</p>	<p>ても差し支えない。</p> <p>(2) 譲受自動車については、当該自動車の譲受者からの証明交付申請に基づき、<u>輸入（譲受）地を管轄する税関</u>において「自動車通関証明書」（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲受申告書等の様式を定める省令（昭和 33 年大蔵省令第 19 号）別紙三の様式）を発給する。</p> <p>(3) 法第 84 条<u>《収容貨物の公売又は売却等》</u>及び第 88 条<u>《収容についての規定の準用》</u>の規定により収容又は留置等がなされた自動車について公売又は売却が行われ、その落札者等から当該自動車について証明の交付申請が<u>あつた場合</u>には、当該公売又は売却を行つた税關において「自動車通關證明書」を発給する。</p>